

日本と中国の美術

— 16世紀までの名品から —



日本と中国の美術

— 16世紀までの名品から —

平成七年三月二十五日(土) ~ 六月十八日(日)
宮内庁三の丸尚蔵館



目次

3	あいさつ
4	当館で所蔵する古美術の名品について
7	図版
58	名品書跡の旧蔵家たちについて
60	法隆寺献納宝物について—当館所蔵品を中心に—
63	作品解説
74	出品目録
iii	List of Exhibits
ii	Foreword

凡例

- 一、本図録は、平成七年三月二十五日(土)から六月十八日(日)までを会期とする「展覧会『日本と中国の美術—16世紀までの名品から—』」の解説図録である。
- 一、図録の図版及び解説番号は、展示番号と一致する。
- 一、展示期間中、作品の展示替を行う。
- 一、図録に掲載した作品のうち、作品の保存上、掲載写真と同じものを展示できない作品もある。
- 一、作品解説に記載する法量の単位はcmである。
- 一、図録の概説「当館で所蔵する古美術の名品について」は、三の丸尚蔵館学芸室専門員・平林盛得、同研究員・松本彩が分担執筆した。作品解説は、展示番号1～23を平林盛得、同24～48を松本彩が執筆した。
- 一、写真は、松野正雄(宮内庁嘱託、コニカ(株))の撮影による。

あいさつ

島国であるわが国は、その豊かな文化を、大陸、とりわけ中国の影響を受けつつ育んできました。大陸文化のすぐれた意匠や技法は奈良時代頃から本格的に摂取され始め、以降、各時代のあり方の中でそれぞれに受容され、特色のある文化を華開かせてきました。このたびの展覧会では、その中でも奈良～室町時代の比較的古い時期に焦点をあて、日本と中国の作品のうち、世に「名品」として知られてきた作品を前・中・後期の三期に分けて紹介します。

前期は、『王羲之「喪乱帖」をはじめ、皇室に残された法隆寺献納宝物の中の『木画箱』や『賢聖瓢壺』などで、中国の唐時代、あるいはわが国の奈良時代の作品を中心に、寺院に伝来した品々で構成します。中期は、中国書法の影響を受けつつ和様が確立した平安時代前期～中期の名品の数々と、唐物意識の高揚の中で受容された中国絵画の名品を紹介します。三筆の一人である空海、三跡の小野道風・藤原佐理・藤原行成の作品が揃うのははじめ、中国絵画の名品として名高い、伝牧谿の『蘿蔔蕪菁図』、雪窓『蘭竹図』などです。最後の後期には、平重盛や藤原定家をはじめとした平安時代後期～室町時代のいわゆる能書の書と、この時期の肖像と障壁の絵画をご覧頂きます。

名品の数々をとおして、当時の文化に接して頂くことのできる、良い機会となることと思います。

平成七年三月

宮内庁三の丸尚蔵館

宮内庁三の丸尚蔵館所蔵 出品作品一覧 (第7回 日本と中国の美術—16世紀までの名品から—)

作品番号	作品名	作者名	員数	時代	ページ
1	喪乱帖	王羲之	一幅	中国・唐時代(7世紀)(搨本)	p. 9
2	草書孝經	伝賀知章	一卷	中国・唐時代(8世紀)	p. 10-11
3	阿毘達磨大毘婆沙論		一卷	中国・唐時代(8世紀)	p. 10-11
4	紫紙金字法華經		一卷	奈良時代(8世紀)	p. 12-13
5	大安寺縁起	伝菅原道真	一卷	鎌倉時代(12世紀)	p. 12-13
6	孫過庭書譜断簡	伝空海	一幅	平安時代(10世紀)	p. 14
7	与本国使請共帰啓	伝空海	一卷	平安時代(11世紀)	p. 15
8	益田池碑銘断簡	伝空海	一卷	平安時代(12世紀)	p. 15
9	屏風土代	小野道風	一卷	平安時代(延長6年(982))	p. 16-17
10	玉泉帖	小野道風	一卷	平安時代(10世紀)	p. 18-19
11	恩命帖	藤原佐理	一卷	平安時代(10世紀)	p. 18-19
12	敦康親王初觀関係文書	藤原行成	一幅	平安時代(寛弘2年(1005))	p. 20
13	帥大納言経信卿消息	伝源経信	一幅	平安時代(11世紀)	p. 21
14	藤原朝隆書状	藤原朝隆	一幅	平安時代(12世紀)	p. 20
15	平重盛書状	平重盛	一幅	平安時代(12世紀)	p. 21
16	藤原師長書状	藤原師長	一幅	平安時代(12世紀)	p. 22
17	藤原定家記文案	藤原定家	一幅	鎌倉時代(13世紀)	p. 22
18	藤原為家書状	藤原為家	一幅	鎌倉時代(13世紀)	p. 23
19	阿仏尼書状	伝阿仏尼	一幅	鎌倉時代(13世紀)	p. 23
20	結夏衆僧名	尊円親王	一卷	南北朝時代(建武2年(1335))	p. 24-25
21	往来物手本	尊円親王	一卷	南北朝時代(14世紀)	p. 26-27
22	庭訓往来 上巻	尊鎮親王	一卷	室町時代(大永7年(1527))	p. 26-27
23	御注孝經	三条西実隆	一卷	室町時代(享禄4年(1531))	p. 28
24	十六羅漢図	伝貫休	十六面	中国・五代~宋時代(10~13世紀)	p. 29-32
25	蘿蔔蕪菁図	伝牧谿	二幅	中国・宋時代(13世紀)	p. 33
26	蘭竹図	雪窓	四幅	中国・元時代(至正3年(1343))	p. 34-35
27	竹石図	李衍	一幅	中国・元時代(延祐7年(1320))	p. 36
28	墨梅図	王冕	一幅	中国・元時代(14世紀)	p. 37
29	星曼荼羅		一幅	鎌倉時代(13世紀)	p. 40

30	小野道風像	伝頼寿	一幅	鎌倉時代（13世紀）	p. 38
31	柿本人麿像		一幅	室町時代（15世紀）	p. 39
32	法興寺蹴鞠図		一幅	室町時代（16世紀）	p. 41
33	耕作図	伝狩野元信	二幅	室町時代（16世紀）	p. 42-43
34	厩図屏風		六曲一双	室町時代（15世紀）	p. 44-47
35	木画箱（法隆寺献納宝物）		一合	中国・唐時代（7～8世紀）	p. 48-49
36	賢聖瓢壺（法隆寺献納宝物）		一口	中国・唐時代（8世紀）	p. 50
37	唐組垂飾（法隆寺献納宝物）			飛鳥時代（7世紀）	p. 51
38	金絵香木把烏犀鞘刀子（法隆寺献納宝物）		一口	奈良時代（8世紀）	p. 52
39	碧瑠璃把緑地斑竹文樺卷鞘刀子・碧瑠璃把斑犀鞘刀子（法隆寺献納宝物）		二口	奈良時代（8世紀）	p. 52
40	黒柿把鞘樺卷刀子（法隆寺献納宝物）		一口	奈良時代（8世紀）	p. 52
41	花菱文木画荘把鑷（法隆寺献納宝物）		一口	奈良時代（8世紀）	p. 53
42	黒柿把蘇芳染金銀絵鞘小刀（法隆寺献納宝物）		一口	奈良時代（8世紀）	p. 53
43	魚形（法隆寺献納宝物）		一個	奈良時代（8世紀）	p. 52
44	漆皮箱（法隆寺献納宝物）		一合	奈良時代（8世紀）	p. 53
45	逆沢瀉威鎧雛形（法隆寺献納宝物）		一領	平安時代（12世紀）	p. 54
46	青磁浮牡丹文花瓶（法隆寺献納宝物）		一对	中国・宋～元時代（13～14世紀）	p. 55
47	青磁千鳥香炉		一口	中国・宋～元時代（13～14世紀）	p. 56
48	垣に秋草蒔絵伽羅箱		一合	室町時代（15世紀）	p. 56

当館で所蔵する古美術の名品について

当館の収蔵品のうち、十六世紀までに制作されたと考えられる、いわゆる古美術品の中には、わが国の文化遺産としても逸品の、名品と言われる作品が少なくない。それらは日本あるいは中国のもので、書、絵画などの作品である。

開館以来のこれまでの展覧会において、すでに書では名筆による古典の書写本類——『万葉集』『古今和歌集』『和漢朗詠集』『更級日記』など——、また古記録類——『西宮記』『長秋記』など——を紹介してきた。また絵画では、鎌倉時代の絵巻の名品『春日権現験記絵巻』『蒙古襲来絵詞』『絵師草紙』などを紹介した。今回は、これら以外の日本と中国の作品で、互いの文化交流の中で制作された品々を紹介する。

一、書跡

前期の展示では、中国最高の書家として称賛される王羲之の書がある。東晉(四世紀)の王羲之の真筆はこの世に一点も存在せず、唐朝の精妙な模写技術によって写されてわずかに残った写本や拓本でのみ知られるところで、その稀少な第一級品が『喪乱帖』である。賀知章は王羲之の草書の影響をうけた唐代の書家のひとりであるが、その書『亶書孝経』があり、唐朝のつぎの宋朝の内府に愛蔵されていたものである。『阿毘達磨大毘婆沙論』は原本ではないが、玄奘三蔵の新訳経の当初の姿をつたえるものと考えられる。玄奘(六〇二〜六六四)は、唐代初期に国禁を犯してインドにいたり、十七年の歳月をついやし、現地の仏舍利、仏像、および多数の経典を中国にもたらし、その原典による漢語訳事業を遂行

した。そして旧来の鳩摩羅什らの旧訳にたいして、いわゆる新訳経を完成し、以後の中国仏教の画期をつくり、日本仏教におおきな影響をあたえることになるのである。

わが奈良時代は、中国仏教に範を求めて遣隋使、遣唐使を派遣して多数の漢訳経典を将来し、また写経所によってその書写に努め経典の整備に意をつくした。そして、原典を正しく書写するとともに、経典を尊重して料紙や経文を荘厳に飾ることに意をもちいた。紺・藍・紫などの染紙に金・銀字の経文を書いた美しい装飾経の遺品が残されている。そうした中で紫紙金字経は、他の装飾経が平安時代に盛行するのに対して奈良時代に盛行する。しかも『紫紙金字法華経』はさらに法華経である点でも数少ない貴重なものである。紫紙金字経を菅原道真の筆跡とする伝承があり、この経巻も菅原道真筆とされている。しかし、世に道真の真筆と確認できるものがなく、したがってこの経巻を道真の自筆とするとは困難であるが、むしろ道真の時代以前に遡るものである。道真を敬愛する古人が、道真の書にふさわしい名筆と崇めたことによるものであろう。おなじように道真信仰によつて道真の書とするものが『大安寺縁起』である。こちらは道真の時代を下るつぎの時代のものであるが、同書の系統の現存最古の書に属するものとして貴重である。

中期は平安時代前期に名手と讃えられた三筆のひとり空海に関する書、およびおなじく中期の名手たち三跡の小野道風(野跡)、藤原佐理(佐跡)、藤原行成(権跡)の書である。空海は平安新仏教の担い手のひとりで、真言密教の開祖として絶大な信仰をあつめている。高僧として崇められるだけでなく、学芸の面でもすぐれた業績をのこし、とくに能書家としての名声が高い。空海の真跡はもちろん、模写本から、書風が

似るもの、その著作にかかわるものまでの多くが空海の書とされる点は、さきの道真の場合とおなじである。『孫過庭書譜断簡』は、唐代の書家孫過庭の自筆の書譜を入唐した空海が当地で筆写したのものによつた精巧な模写本の断簡と考えられるもの。本書の存在は空海が唐土で王羲之の書法を正當とする孫過庭の書論を学んでいる興味ある事実を知ることができる。『与本国使請共帰啓』と『益田池碑銘断簡』は、ともに空海の詩文集『性霊集』に収められている。前者は『性霊集』の原本からの、後者は『性霊集』に収められる以前の単独の碑銘からの系統をひく転写本を予想させるもので、いずれも空海の名筆を慕うひとびとの作品であろう。

平安時代中期に当時「第一の手書」として尊重された小野道風は、王羲之の書風を学びながら、日本的な趣致を加えて和様の書風の基礎を築いたとされている。その道風の真跡として、代表作品『屏風土代』、『玉泉帖』がある。和様の代表・藤原佐理の『恩命帖』は、宮廷人佐理の王朝行事の一端を、自由奔放な筆致で示した書状で、南北朝時代の北朝後光厳天皇や江戸時代の近衛家熙が愛蔵したものと知られる。道風に私淑し和様の書風の完成者となつたのが藤原行成である。『敦康親王初親關係文書』は、行成の日記『権記』の唯一の自筆原本の逸文の可能性をもつものとして注目される文書である。

後期の展示では、まず平安時代後期の書状四件である。『帥大納言経信卿消息』は、和漢の学を修め、詩歌・管弦にすぐれた源経信の筆跡と伝承するが、経信としても数少ない貴重な書状であるが、書状の内容は経信より高位の人物の筆跡の新史料と思われる。行成の書状を写して書風を学んだといわれる朝隆の書状『藤原朝隆書状』は首部を欠くが、現存唯一の自筆書状である。平清盛の長男・重盛の『平重盛書状』、および琵琶の桂流の始祖師長の『藤原師長書状』はいずれも首尾整つた各人の唯一の書状として、その肉声を知ることができる。

つぎは、鎌倉時代の三件である。藤原定家とその嫡男為家、為家の側室阿仏尼の作品である。『藤原定家記文章案』は、建保二年(一一二四)定家が五十二歳、非参議から参議に昇進したころの自らの境遇や感慨に

ふけつている記文で、定家にはすでに四十一歳と六十歳のときに官位の昇進を望んだ申文類(『転任所望之事』『申文章案』)が知られており、これに加える新史料である。『藤原為家書状』は定家の後継者為家の和歌関係の新資料であり、『阿仏尼書状』は阿仏尼の真跡が確定していない現在、その真跡を考えるうえで貴重な資料となるものである。

つづいて、南北朝時代の尊円親王の二作品と室町時代の尊親親王および三条西実隆の作品である。『結夏衆僧名』は藤原行成の世尊寺流を受け継ぎ、小野道風の上代様を学んだうえに、独自の書風をつくつた尊円親王の代表的作品として著名なものである。尊円親王『往来物手本』と尊親親王『庭訓往来』は、ともに青蓮院流の書道手本として典型的なものである。『御注孝経』は、応仁の乱から戦国時代に到ろうとする世相の混乱のなかで古典の複写や校定に務めた三条西実隆が、由緒ある原本を求めて筆写したもので、わずかに現代に残つて貴重書となっている。

一一、美術工芸品

わが国が本格的に中国の文化を摂取し始めるのは奈良時代で、中国の唐の進んだ文化を規範としてわが国の政治制度もでき、国家体制が整う時期である。鎮護国家の象徴として、総国分寺としての東大寺が建立され、毘盧舎那仏(大仏)が造られたこの時期の文化は、何と言っても、正倉院宝物がその華やかさを物語っている。正倉院宝物は、光明皇后が、亡き聖武天皇のために大仏に献納した品々を中心としており、中国の唐から伝来した品、その技術によつてわが国で制作された品といった優れた美術工芸品の数々である。この正倉院宝物に先行して、一時期前の飛鳥時代からの遺品を伝えたのが、奈良・法隆寺である。法隆寺と正倉院の宝物は、わが国上代文化遺産の双璧である。

この法隆寺の遺品のうち、明治十一年に寺から皇室へ献納された品々がある。三百件以上に及ぶもので、その多くは、現在、東京国立博物館の法隆寺宝物館に収蔵されるが、その一部は皇室に御物として残り、そ

のうちの八件を当館で保管している（その献納の経緯などの詳細はP60以降の「法隆寺献納宝物について」を参照）。これらの中には、中国の唐時代、それも正倉院の品々が盛唐期以降のものであるのに対し、当館の収蔵品には初唐期の製作品が含まれ、正倉院宝物より古い時期の作品があることに注目できよう。当館で収蔵する法隆寺献納宝物は、数は少ないが、わが国上代の文化史上に貴重な資料を提供してくれる。

平安時代は、その長い期間に培われた和風文化―絵画のやまと絵、工芸の蒔絵技術、書の仮名、建築の寝殿造などが華開くが、これらは、唐から伝わった様々な様式が、貴族の生活環境や美意識にあわせて変容したものともいえる。こうした中で、十世紀頃から中国からの品々の輸入が盛んになり、貴族らを中心にこれらがもてはやされる。十二―十三世紀頃には活発化し、人々はこれらを「唐物」と呼んで尊重した。唐船がもたらす品々は、宋・元さらには明や高麗の文物で、宋や元などの水墨画、青磁や天目などの磁器、禅僧の墨跡など様々で、権力者、寺院などの財力ある人々に蒐集され、茶会や歌会などの座敷飾りとしても頻繁に用いられるようになったのである。

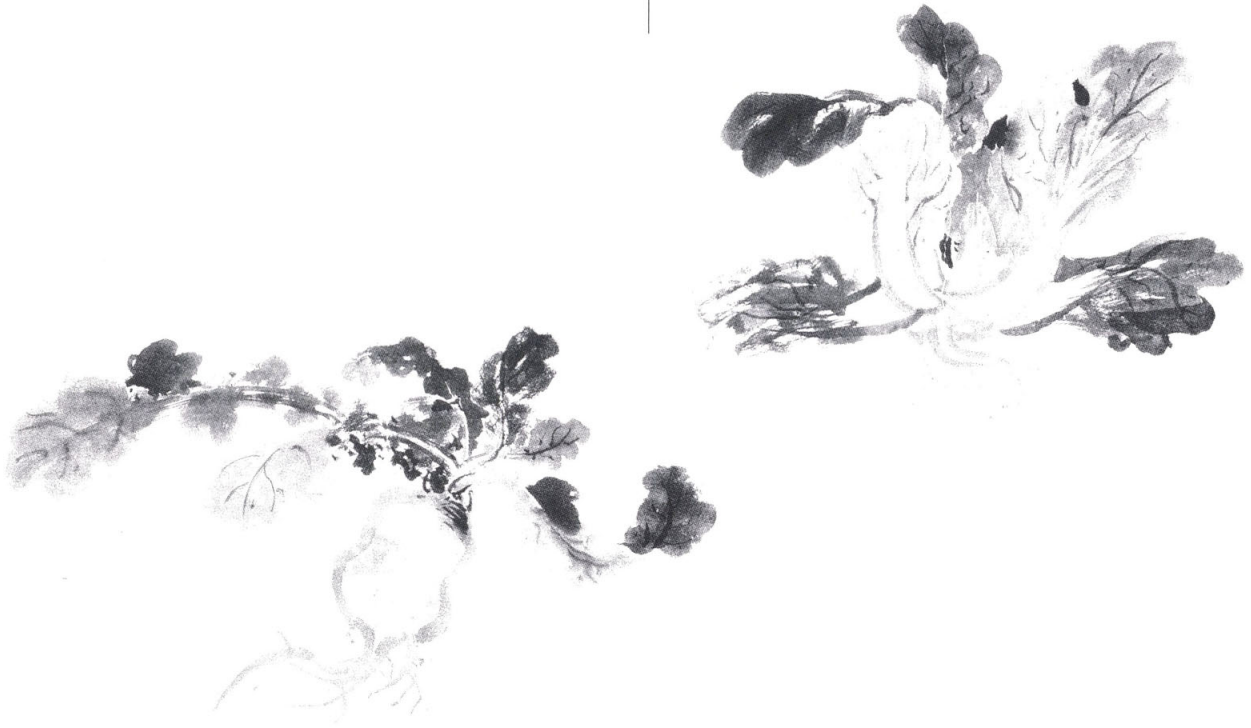
例えば、室町時代の太永三年（一五三三）に相阿弥が著した『君台観左右帳記』には、東山殿の座敷飾りの詳細な記述がみられるが、襖絵には、馬遠、牧谿、玉潤といった宋元の名家の筆様による唐絵が描かれ、一方では、秋草や近江名所絵が描かれており、唐絵とやまと絵のいずれもが用いられていた。また工芸技法などにおいては、和様を重んじながらも、蒔絵の中に唐絵の筆法を活かした表現を行うなど、唐物工芸の精緻な技術を取り入れたりする工夫がなされている。中国からの文物を受け入れることで、この時期、わが国の文化は、「和」と「漢」の融合する新しい装飾様式を生んだのである。

この時期にわが国へもたらされた中国絵画の名品としては、貫休筆と伝えられる『十六羅漢図』（禅月様羅漢図）、牧谿筆と伝承される『蘿蔔蕪菁図』のほか、雪窓筆の『蘭竹図』は彼の遺品の中でも最高の作品として評価も高く、名品中の名品として有名である。また李衍の『竹石図』と、王冕の『墨梅図』は、これらに感動したわが国の画家が画号を得

たという逸話が残る名品として知られる。

一方、わが国の作品の中では、やまと絵の作品として、平安時代中期の能書としてあまりにも有名な小野道風の肖像で、その特異な風貌をよく表した肖像画『小野道風像』がある。また『既図』の六曲一隻の屏風は、この画題の多くの遺品の中でも初期の作品で、正統なやまと絵の画家による優品として評価が高い。さらに漢画の力強い筆法と構成力と、やまと絵の装飾性をうまく融合をさせて新しい画風を確立した狩野元信の筆と伝えられる襖絵などの新資料、さらに若干の工芸品を加えて、本展ではこの時期の文化の一端を紹介している。

图
版



羲之頓首表亂之極
 先墓再離荼毒近
 惟能甚福兼摧絕
 痛費心肝痛當哀
 哀以雖即稍復未校
 哀觀衣毒益深哀
 哀以信紙復安如
 何言羲之頓首
 二謝面未比面遲誣良
 靜 羲之 女 三子再
 想卻兒志佳前書著著
 心道遂家實成如如
 去過如
 得示多之天新書付取
 吾之方一明日出乃
 不願觸霧務也
 敬之 羲之頓首

仲尼曰... 孝經... 卷首

卷首

左... 孝經... 卷末

卷末

孝經... 卷末

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十四... 卷首

卷首

脫道時以世俗道離欲界若無漏為加行彼加行道時...

卷末

脫道時以世俗道離欲界若無漏為加行彼加行道時... 卷末

看其家法皆其宗重以諸緣故往來者衆
 豪富如是有六分勢而年約遠蓋憂念子
 風夜惟念死時將至瘦子捲我五十餘年
 庫藏諸物當知之何今時窮子求衣求食
 促色至也從國至國或有所得或元所得
 飢餓羸瘦體生瘡癬漸次經歷到父住城
 備債養轉遂至父舍今時長者於其門內
 施大寶帳度師子座眷屬圍繞諸人侍衛
 或有計策金銀寶物出內財產注記券紙
 窮子見父某寶寶藏謂是國王若是三等
 驚怖自惟何故至此覆自念言我若父位
 或見道迫驅馳使作思惟是已馳走而去
 借問貧且欲往借債長者是時在師子座
 遙見其子默而識之即勅使者追捉將來
 窮子驚疑迷悶隨地是人執我必當見教
 何用衣食使我至此長者知子愚癡狹劣
 不信我言不信是父即以便更遣餘人
 助目強阻孔威德者汝可語之當相相
 除諸真誠倍與汝寶窮子聞之歡喜隨來
 為除真誠淨房舍長者於彌常見其子
 念子愚劣樂為師事於是長者著弊伽衣
 執除異器往到子所方便附近語令動作
 既盡汝價并塗之而做食充之為席厚暖
 如是苦言汝當動作以無誤若如我子
 長者有言漸令入出經二十年執作家事
 示其金銀真珠頗製諸物出入皆便令知
 猶覆門外心宿單卷日念貧事我凡此物
 父知子心漸已曠大欲與財物即聚親族
 國王大臣制利居士於此大家說是我子
 捨我他行經五十歲日見子來已二十年
 昔於其城而失是子周行求索遠來至此
 凡我所有舍宅人民悉以付之慈其所用
 子念貧貧志意下劣今於父所大獲珍寶
 并及舍宅一切財物甚大歡喜得未曾有
 能之如是知我樂小未曾說言汝若作佛
 而說我等得諸元漏成就小乘聲聞弟子
 佛勸我等說家上道備習此者當得成佛
 我承佛教為大菩薩以諸因緣種種辭喻
 若干言辭說元上道請能子等從我聞法
 日夜思惟精勤備習是時諸佛即授其記

卷末

如彼窮子得近其父雖知諸物心不怖取
 我等雖說佛法寶藏自元志願去復如是
 我等因識自謂為是惟了此事更元餘事
 我等若聞淨佛國土教化眾生都元欣樂
 所以者何一切諸法皆悉空寂元生元滅
 元大元小元漏元為如是思惟不生喜樂
 我等長夜於佛智慧元貪元著元復志願
 而自於法謂是究竟我等長夜備習空法
 得脫三界苦惱之患住寂後身有餘涅槃
 佛所教化得道不虛則為已得報佛之恩
 我等雖為諸佛子等說善法以求佛道
 而於是法永元願樂導師見捨觀我心故
 初不勸進說有寶利如富長者知子志劣
 以方便力柔伏其心然後乃付一切財寶
 調伏其心乃教大智我等今日得未曾有
 非先所望而今自得如彼窮子得元量寶
 世尊我今得道得果於元漏法得清淨眼
 我等長夜持佛淨戒始於今日得其果報
 法王法中久備梵行今得元漏元上大果
 我等今者真是聲聞以佛道聲令一切聞
 我等今者真阿羅漢於諸世間天人魔梵
 普於其中應受供養世尊大恩以希有事
 憐愍教化利益我等元量德初誰能報者
 手之供給頭頂禮敬一切供養皆不能報
 若以頂戴兩肩荷負於恒沙劫盡心恭敬
 又以美幣元量寶衣及諸臥具種種湯藥
 牛頭獅禮及諸珍寶以起塔廟寶衣布地
 如斯等事以用供養於恒沙劫不能報
 諸佛希有元量元達不可思議大神通力
 元漏元為諸法之王能為下劣至子斯事
 取相元夫隨宜為說諸佛法得來自在
 知諸眾生種種欲樂及其志力隨所堪任
 以元量喻而為說法隨諸眾生當世喜根
 又知成熟未成熟者種種善量分別知已
 於一乘道隨宜說三

妙法蓮華經卷第二

太子生而能言甚有聖智及
 性一聞十人之辭一之辨明魚
 未始習釋教於高麗僧惠慈
 秘奧之文莫不貫綜矣是以
 以天皇特教愛令居南上殿
 上宮之名自此而得矣推古天皇
 廿五年丁丑太子為知將來入
 定品使奏天皇曰後代帝王
 多可短非佛法力何敢救護
 願遣一精舍於熊野村修種之
 佛事護代之皇位矣廿九年
 辛巳太子薨于斑鳩宮其時
 荒之特天皇而為醫之勅出村
 皇子屢問太子病其勅曰朕
 太子寢疾將遷他界每加慰
 回言与涕並痛引余辛其難
 再遇若有形朕將隨之若
 缺天皇曰旨幸以宿恩忝蒙
 門秋林之德具天日極况非其器
 凡月有皇恩小淵字生得盡

卷首

以此為思亦無形有相欲以熊
 寢精舍獻朝廷遂成太子是只
 保護皇尚之故也又私語皇子
 曰善哉皇子是為我婿男滿朝
 羣臣濟之中汝衛勅命未
 訪我以此精舍又付病汝將令汝
 子孫世世繁昌矣是皇子替音
 再拜謹承其旨只以形敬深奏
 皇且悲且喜欲起熊寢精
 舍以成大伽藍矣推古天皇崩舒
 明天皇立天皇若陽村皇子也
 特人以為皇子信受上宮太子
 遺託之故自得佛力登帝位
 天皇踐祚之初百濟河側擇勝地
 移精舍号曰百濟大寺復以封邑
 三百戶良田二百町種之財費一
 一施入令諸惠眾崇侶集住于
 寺中矣余特造寺司等多代從
 樹社神志怒放火燒寺天皇
 慈問之間寢膳莊帝遂崩于
 百濟宮矣及崩以寺付漏皇極

乎相陶造之妙其
之換鄰度之論縱不
其神奇成之抱其風味
言之滋永新之造海
字後聞疑移想心未以
未古之但絕無此以
設有所有會緘秘之深意
命學古茫然若不知
安後見成功之美豈
怪何致之由或乃就
希拉累之而規矩
而猶也圖真不悟
罕將迷假合為終

5 本國後請其內經
 留住學問僧空齋硃空齋器之楚
 材聰謝五行認監求機涉海而來
 也者草履歷城中幸遇中天竺國
 般若三藏及內供奉慧果大河男梨
 膝出接足仰彼甘露遂乃入大悲
 胎藏之大曼荼羅法五部瑜伽之灌
 頂法忘食耽讀假寐書寫大悲胎
 藏金剛頂等已蒙行南記之文
 義無圖胎藏大曼荼羅一鋪金剛
 界九會大曼荼羅一鋪 並七幅
文五成 并寫
 新翻譯經二百餘卷繕裝欲畢此
 法也則佛之心國之鎮也懷氣招社之
 摩尼脫凡入聖之極任也是故十年之
 切兼之四運三密之印費之一志冀此
 明珠答之天命燭佳之客他邦引領皇
 華白駒易過黃髮今乃今不在陋
 願奉硃不宣謹啓

7 与本國使請共歸啓 伝空海

爰始天池人
 池淵若而
 以其有堯
 後禹為厚
 恆人古之
 運道也且
 仁揮子不
 治來而
 為神運

8 益田池碑銘斷簡 伝空海

春日山居
 山洞喜來對碧
 心茶烟日暮
 雲閑山成向
 斜陽裏水似
 流注瀨間草
 雪晴初宿誰
 聲 露暖浙綿
 遊誰去地占
 遊客疑 百侯
 樓履還
 尋春花
 見說林花處
 用晨興 並馬
 尋來青絲絲
 陶門柳 白玉
 成庫嶺梅香
 逐宜張雙袖

延勸難事
 欺遊客之勸
 提壺不勸
 惜殘春
 豔陽盡
 相思招客
 欲展眉春入
 歸 於海
 齊人到詎成
 期 落
 風狂
 龍鍾雨打時
 樹欲枝
 也老此情須
 一篇待
 書齋獨居
 山齋蓄韻對
 江應是洪
 物待撞但有

雲歸洞戶更
 無俗客初松
 雀儘入室書
 卷范岫薛甘
 一雲欲仕煙
 胡我
 山中感懷
 傍無朋友室
 妻不奈生涯
 每睽曉峽深
 猿一叫暮林
 落鳥先啼五
 湖賣菜隨
 古三徑橫琴
 月携枕上心
 歸 夢斷
 白首老青溪

入林之
 埃者取香蓮
 水用池上交
 對鶴樹開鋪
 不如苦饒
 熱
 松風拂面來
 何必古時河
 或畫文被晚
 山中自述
 碧峯通迤
 松極謝造喧
 世上禁龍
 舊行
 夢鶴頰新
 不
 月落秋
 類
 耳
 魚呼後至若

次第自
 送僧歸山
 一自方袍振
 行列師還
 六塵情雖
 秋月波中
 未道春花
 裏名谷
 繞聞山鳥
 棧危斜
 猿聲
 空歎迷
 乞子霜鍾
 同春
 山吐雲
 粧高任
 添光再
 詩云吾何

一樓上
 煩熱蒸人
 快登樓
 風衣漂
 有衣裘想
 新宏
 七夕代
 獨坐青樓
 深支頰想
 木心風
 聲
 明朝淚
 藥
 上
 信
 大

未月某日 仰對面書

御裝束一服

垂御袍一領

表御袴一腰

大口一腰

御存信

行十戶團源朝

御膳

土煙拜殿之卷

女房御衣廿番

御被褥白細長一疋

寛弘二年二月十日

御芳山下款一紙

御拍一合

御帶

糸鞋

御文

御文

御文

御文

真言教導以灌頂の旨

之為に遂に白法了知御座

仙院賜出希代の例也

一強に申施又是今迄

也每事と差難長也

筆先人雖出何趣

此儀式取多自之相

而隆大部亦付馬頭

於早の東方長者と御座

御崇禮以一事御成経路

式に申之に御座

此部未以事一官御座

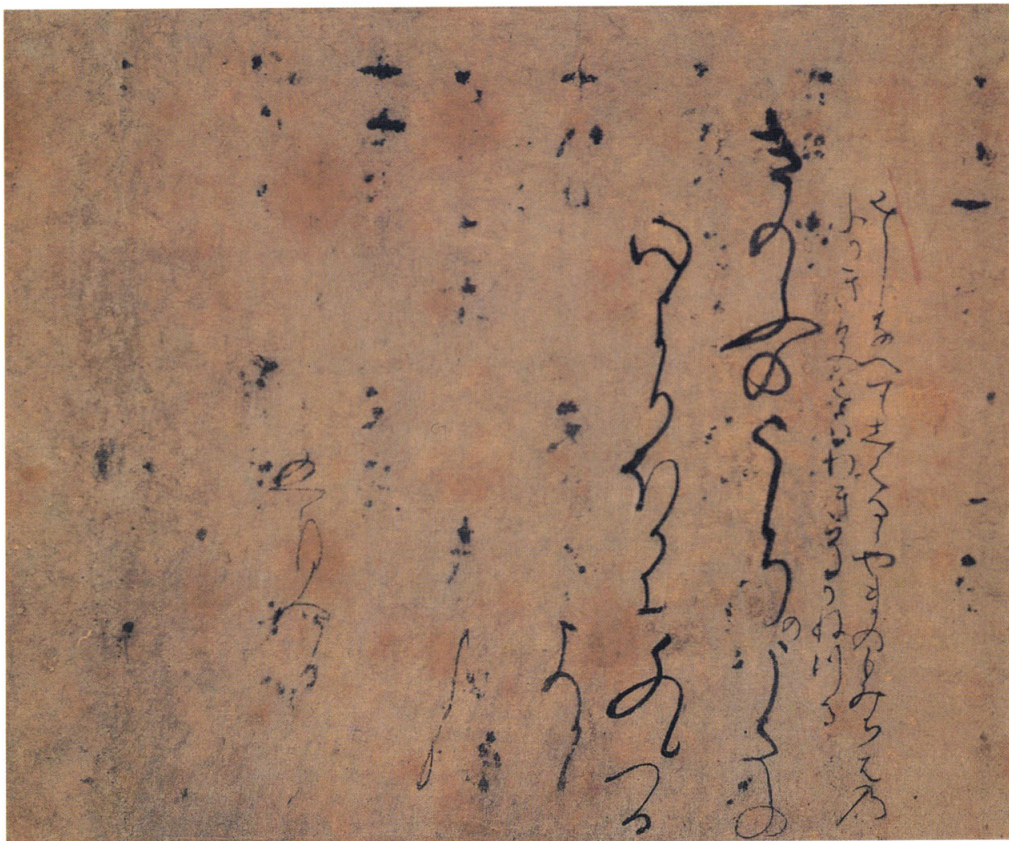
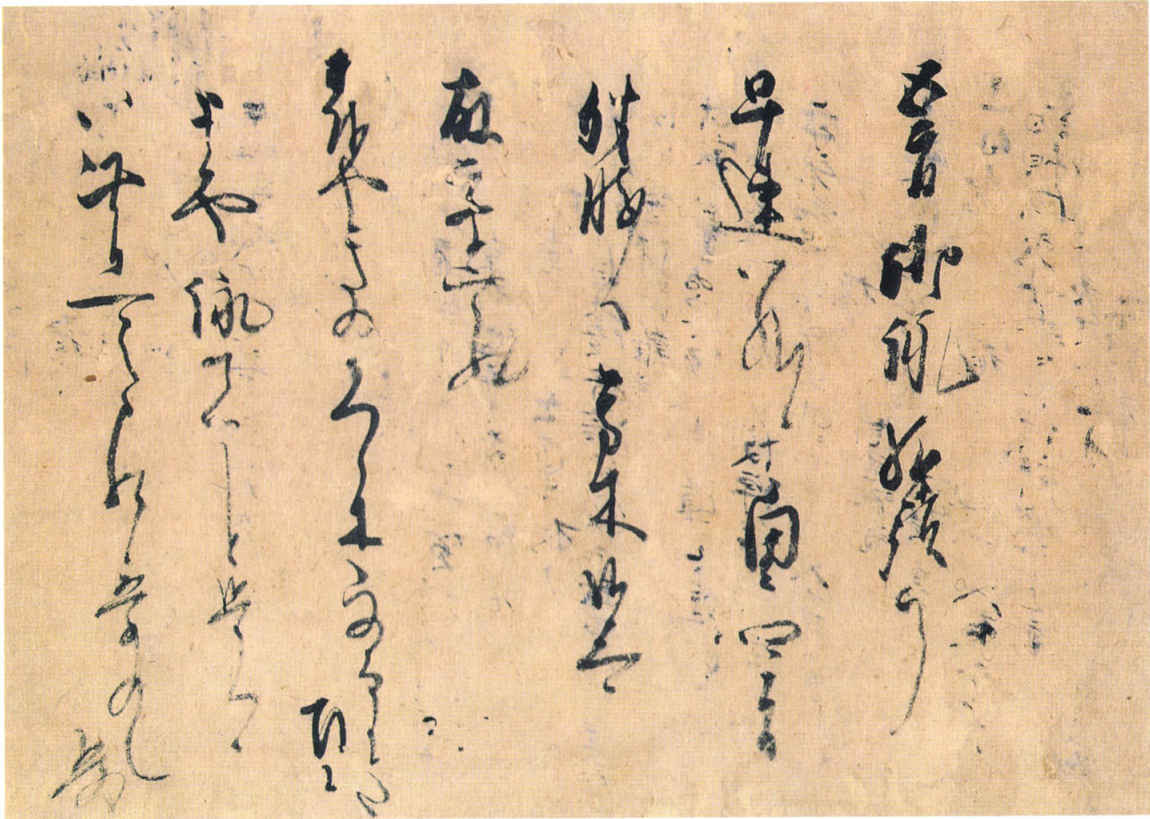
之投書之甚に下古の

或長者之昇之御座

人教獨所自愛也事不

皇任義更少の及少御座

心御座



大僧名結夏衆
 初年所
 大僧
 心日書卷書
 承和書和和書
 隆道書弘海書
 善和書義雲書
 亦高書心高書

性通書若道書
 真海書禪後書
 義和書禪後書
 祖牙書若東書
 向高書
 法圓沙弥
 禪道 西和

素秀
 取因沙弥
 元昭 然海
 亮成 采珠
 然高 了高
 照源 照登

中安高
 素笑書
 建武二年書
 精進如來觀音
 樂來意家二
 子二百半四度
 新家一千九百
 如中一序

御注孝經序

左散騎常侍軍禮正殿循國史柱國武穆

縣開國公臣元行冲奉勅撰

大唐受命百有四年皇帝君臨之十載也赫矣皇業康哉帝道心方宅心四隩未堅握黃炎堯禹之契欽日月星辰之序提衡而運陰陽法繇而張禮樂車服必軌聲明偕度所以振國容焉儀宿賦班詳韜授律所以清邦禁焉配圖考而比崇而環海而方大无文咸秩能事斯畢惟德是經惟利之恤望牖穆頌麟羽暉禎中耕籍以勸農飾膠庠而訓曹優勞庶績緝樞睿圖聽政之餘從容文史鯁紬緝竹岳仞銅龍之殿舒向嚴枝雲驥金馬之闈或散志篇述或留情墳誥以為考者德之奉教之所由生夫子該經文該旨願諸家所說理藹詞繁爰命近臣疇咨儒學搜章摘句究本尋源練康成安國之言銓王肅韋昭之訓迺賢新注咸入討論分別異同比量疎密愬編呈進取正天心每伺休間必親披校

卷首

孝行之始終也備陳死生之義以盡孝子之情也

御注孝經

後小松院御讀書之始吾高祖文後押小跡内府志奉書進之本也先考後三條入道左府祥宣不慮相傳以所付予也今与龜童云以令知孝者德之本也

文明十八姑洗下院日 兼門祥宣

此本龍翔院右府防州下向日被隨身今記以事以便向求別書寫畢於本上返送皮國者也

言祿奉卯辰月不漸忘為素空

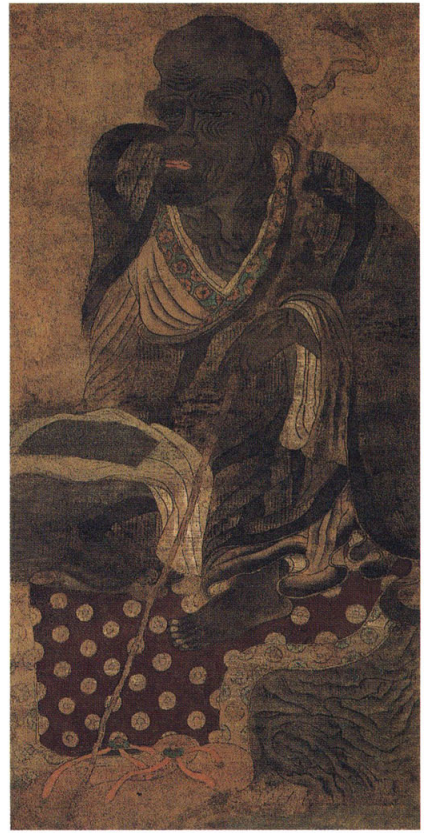
石印本一兩枚有云子孫代承(西三) 仁德天皇第三月十日(西三) 祿壽御云條

卷末



第十三尊者 部分

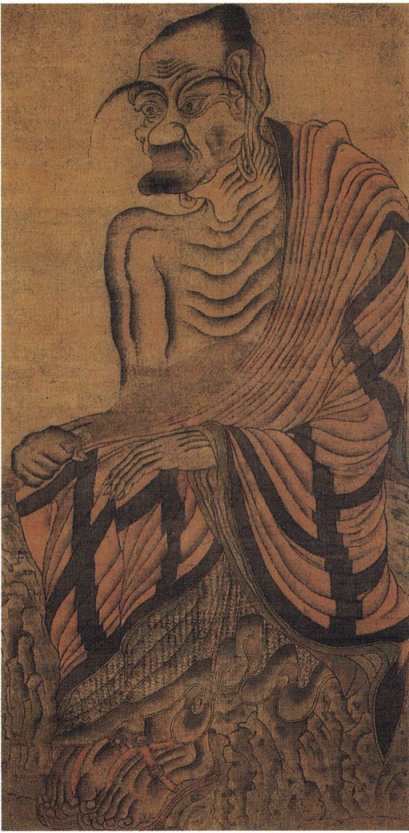
第一尊者 賓度羅跋囉墮闍



第二尊者 迦諾迦伐蹉



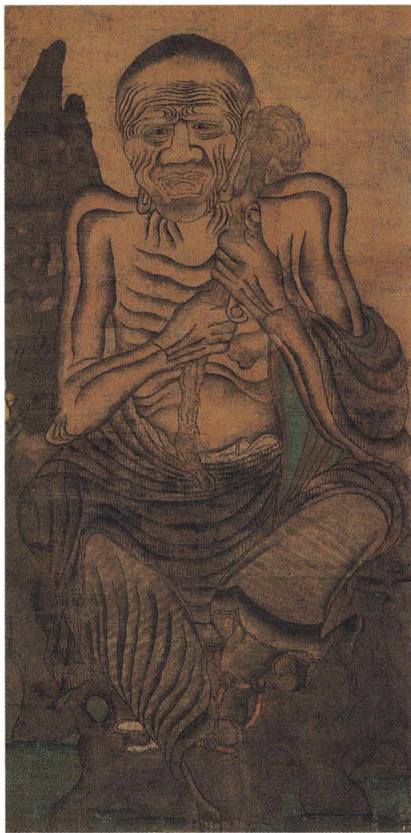
第三尊者 迦諾迦釐墮闍



第四尊者 蘇頻陀



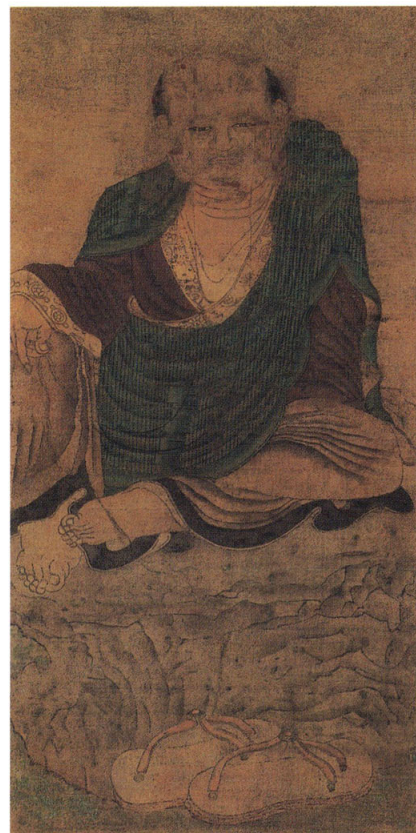
第五尊者 諾矩羅



第六尊者 跋陀羅



第七尊者 迦理迦



第八尊者 伐闍羅弗多羅



第九尊者 戊博迦



第十尊者 半託迦



第十一尊者 囉怛羅



第十一尊者 銘



第十二尊者 那伽犀那



第十三尊者 因揭陀



第十五尊者 阿氏多



第十六尊者 注荼半託迦



第十四尊者 伐那婆斯



















輕皇子方信天皇雖與大臣相善
 其器量不稱大事更欲擇君
 大臣歷見五王惟中大兄天智天皇
 雄姿英傑可與撥亂而應天
 然間曆冬三月中大兄於法興寺
 觀樹下蹴鞠其子良彥隨從脫袴
 入盪臣吹之錄子連氣壯置掌以
 獻中大兄大兄歡受之自置相
 俱為白水受書書懷敬吳聖道













蓋上面



側面 2



側面 1



側面 4



側面 3





38



金絵香木把烏犀鞘刀子
(法隆寺献納宝物)

39



碧瑠璃把縁地斑竹文樺卷鞘刀子
碧瑠璃把斑犀鞘刀子
(法隆寺献納宝物)

40



黒柿把鞘樺卷刀子
(法隆寺献納宝物)

43



魚形
(法隆寺献納宝物)

41

花菱文木画荘把鑽
(法隆寺献納宝物)



42

黒柿把蘇芳染金銀絵鞘小刀
(法隆寺献納宝物)



44

漆皮箱
(法隆寺献納宝物)









47 青磁千鳥香炉

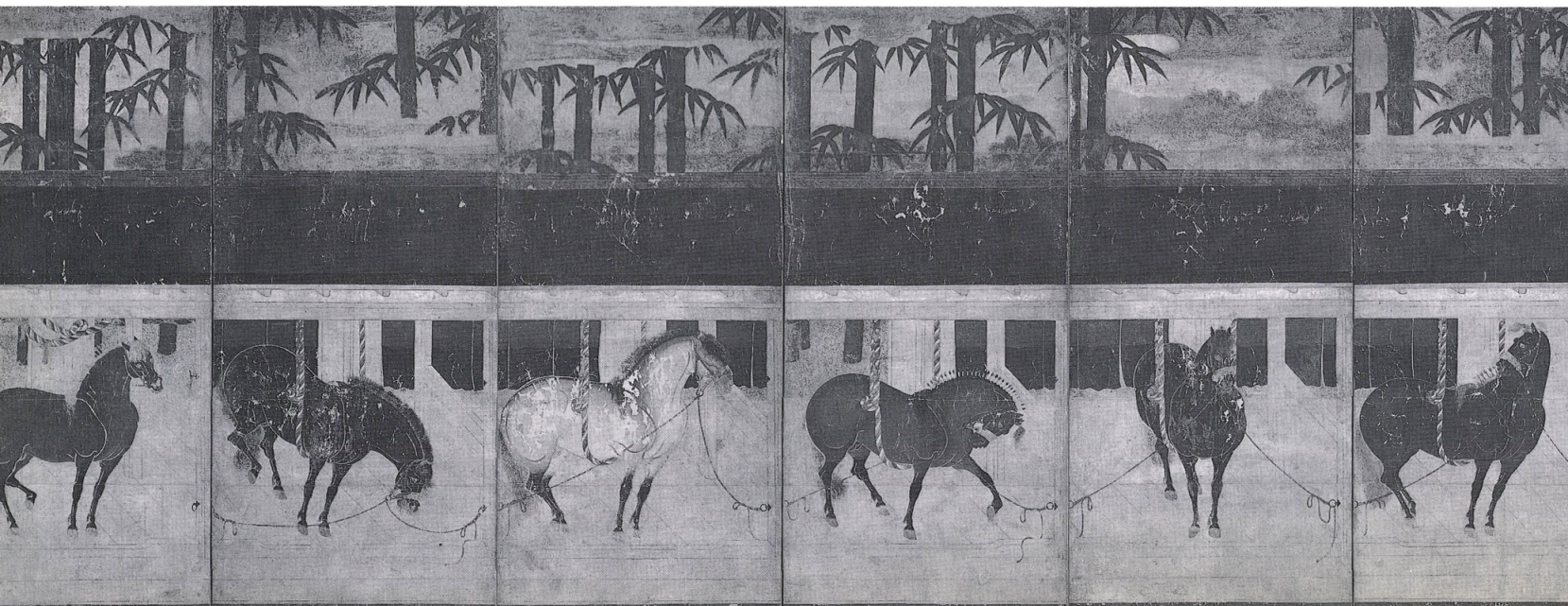


48 垣に秋草時絵伽羅箱

名品書跡の旧蔵家たちについて

法隆寺献納宝物について—当館所蔵品を中心に—

作品解説



名品書跡の旧蔵家たちについて

平成元年六月、天皇陛下の思召しによつて、当館が管理することとなった名品類は、皇室が歴代にわたつて継承されてきたものであるが、この名品類は皇室が御所有になられる以前に作品個々の誕生以来の歴史をもつている。その作品の成立年代が古ければ古いほどおおくの時代と愛蔵者の変遷があつたと思われるが、断片的にしか判からない。それらについては作品解説の各項で簡単にふれるが、その主なものについて、皇室が御所有になられた直前の所蔵家(所)を中心に通覧することとした。

一、寺社の旧蔵家

『喪乱帖』は明治十三年(一八八〇)に妙法院から献上されたものである。妙法院は京都・東山七条の東北角(京都国立博物館の東)にある。名刹として名高い天台宗延暦寺派に属する別院で、新日吉(いまひえ)門跡ともいわれ、天台三門跡の一つである。俗に三十三間堂といわれる蓮華王院や方広寺を所管する。明治十三年七月十六日、明治天皇は京都・東山に泉山月輪御陵の孝明天皇ほかおよび泉涌寺歴朝靈牌殿を参拝されたあと、近くの妙法院に臨幸され、府下寺院などに所蔵の古書画・古器物の陳列をご覧になられた。その際に王羲之・王羲登の真跡等六点にお目をとめられた(『明治天皇紀』)。これが喪乱帖献上の機縁となつたのである。この喪乱帖が妙法院の所有となつたのは江戸時代の初期のことである。喪乱帖を収める内箱の蓋裏に天明六年(一七八〇)門主真仁の識語(貼紙)があり、この記文によれば三代前の門主堯恕親王が後西院の御遺物を拝領したもので、堯恕のあと堯延・堯恭・真仁と伝領してきたものであるとする。後西院は後水尾天皇の第六皇子で貞享二年(一六八五)六月に崩御、御遺物を贈られた堯恕は後水尾天皇の第十皇子である。別に延宝三年(一六七四)十二月童峯山一溪の「王羲之頓首喪乱之語筆力正然云々」とする讀文の切紙や、文政十二年(一八二九)から明治三年まで合計十二枚の封紙が添えられていて厳重に保管されていた様子が窺える。作品解説の項でふれるが、はるか遠く中国・唐朝で精根こめて再現され、やがてわが天平のころ聖武天皇の愛蔵するところとなつて、正倉院に収められ、桓武天皇の御覧を経たあと正倉院宝蔵を出たこの名品が、平安末期の源平の合戦や応仁の乱などの戦乱をはじめとする天災地変をくぐりぬけて、後西院の御所有になつた経緯は詳らかではない。

僧空海が在唐中に筆写したものにかわる『孫過庭書譜』は明治十三年に毘沙門堂からの献上である。毘沙門堂は京都・山科にある。妙法院とおなじ天台宗延暦寺

派の門跡寺院で寺号を護法山出雲寺といい、本尊毘沙門天にちなんで毘沙門堂とよばれる。創建はやや複雑であるが鎌倉時代初期の公家平親範が平氏ゆかりの廃絶三寺、平等寺(桓武平氏の祖葛原親王が太秦に創建)、尊重寺(親範の遠祖親信が五辻に建立)、護法寺(親範の父範家が伏見に建立)の三カ寺を合併して建久六年(一一九五)、出雲路(京都市上京区)の出雲寺跡に建立したものである。南北朝時代以降衰退したが、江戸時代寛文五年(一六六五)に天台僧正の弟子公海によつて現在地に再興されたものである。後水尾天皇第六皇子守澄親王が入寺してから門跡寺院となつた。はじめ日光山輪王寺の兼帯であつたが、明治以降延暦寺直属となつている。『篆隸文体』や『洞院公定日記』などの重要文化財を現在も所有しているが、『孫過庭書譜』をどのような経緯で入手したかは不明である。

『紫紙金字経』は明治三年、愛知・熱田神宮からの献上である。明治元年政府は神仏分離令を発し、神社の中から仏教的色彩を排除しようとした。前代の仏教国教化政策を排し、神道国教化政策を進めようとしたのである。神体を仏像としている神社は仏像を取り払い、別当・社僧は還俗すべきことなどが命ぜられた。熱田神宮は三種神器の一つ草薙剣を祀り、伊勢神宮につぐ由緒ある大社である。付属の熱田神宮寺は明治元年廃絶している。時の大宮司千秋季福は神庫に仏経が所存することの不都合を思い、宮中に献上したものである。この経巻は外・中・内の三重の被蓋造箱に収められている。外箱は桐材で献上の際につくられたもので、外題と蓋裏に千秋季福の墨書がある。それに別紙で千秋の献上由緒書が添えられている。中の二重箱は古筆了伴調製のもので、経巻本体の表紙を新しく付け、この経巻を収める箱(現内箱)を新調し、さらにこれを保護する外箱(現中箱)を加えたものである。内箱は松葉梨地時絵に金泥で「天満宮真翰法華經」と外題を金泥で書している。外箱は春慶塗で、外題は「晋相丞真筆法華經」、蓋裏に「時絵箱并表紙熱田神宮奉納 嘉永元年八月古筆了伴(花押)」と墨書する。この箱書によれば時絵箱と表紙を奉納したとみえ、本体の奉納とは思えない。表紙は紫地二重蔓牡丹唐草金欄、見返しは金箔紙に、極彩色で鳳凰、紅白梅、松などを描く。軸は銀製菊花刻文の軸端である。了伴が装幀を奉納した嘉永元年(一八四八)以前のようにして熱田神宮が本書を取得したかは判らない。

二、個人の所蔵者

唐写経『阿毘達磨大毘婆沙論』は明治十一年に京都府の雨森善四郎から御買上のものである。もとの所蔵者雨森善四郎は通称、名は寅、または盛寅、号を白水、敬字、醉墨などという。京都に生まれ、松村景文および西村楠亭に学び花鳥画に長じた。また古書画の鑑賞を善くし、貫名松翁に兄事し親交があつた。明治十四年、八十九歳で歿し、伏見・石峰寺に墓所である。ちなみに、同寺には当館所蔵『動植綵絵』

の筆者伊藤若冲の墓もある。「唐季正言書大毘婆沙論」と内箱および覆袋の題簽に自ら墨書して愛蔵した様子が知られる。ところで本書の善四郎の前の所有者が親交のあった貫名松翁であった。本書の巻末に嘉永六年（一八五三）貫名苞の識語が付けられている。貫名松翁は本姓吉井、名を苞（しげる）、字は子善、または君茂、号は海仙、海屋、林屋、摘松翁、松翁などという。阿波徳島の生まれ、書家で画家・儒家としても名高い。壮年高野山に上り空海の筆跡に傾倒し、のち東西の名跡を歴訪して臨模につとめ、独自の書風を興し、幕末の三筆のひとつとして数えられている。文久三年（一八六三）八十六歳で歿しているので雨森善四郎より十五歳年長で古筆鑑賞の同志ということになる。墓所は京都・東山高台寺にある。なお、本書巻首から三カ所の紙の継ぎ目（紙背）に「法隆寺一切経」の印が押されていることで松翁が入手する以前に一時大和・法隆寺に所蔵されていたことを示している。その時（印使用の鎌倉中期）には恐らくこの一巻だけではなく、全二百巻が揃っていたことであろう。

三、旧家の所蔵者

『屏風土代』は大正十四年（一九二五）井上勝之助からの献上である。井上勝之助は光遠の二男で、大正四年叔父侯爵井上馨の嗣子となった。外交官で、ドイツ・英国などの特命全権大使となりの式部官長、枢密顧問官などになっている。先代馨（一八三五―一九一五）は秋藩士、一時間多と称し、号を世外という。明治維新前後の国事に奔走し、とくに財政面で活躍し明治の元勳として重きをなした。実業家であり、すぐれた古美術愛好家であった益田孝と協同して事業をおこす（のちの三井物産）などしている。『屏風土代』の入手は付属の外箱の蓋裏に「世外」の印を押している。この印は、馨の時代と思われるが、どのような経緯で取得したかは判からない。ところで作品解説の項でもふれたが、本書巻末には藤原行成の四代の孫定信が本書の成立および入手の経緯を記した識語をつけている。奇しくもその本も藤原行成筆『白氏詩卷』（国宝）として東京国立博物館に現存するのである。そこにはこの本が正二位権中納言兼侍従で年四十七歳、宮内権大輔の定信の本であることを記し、保延六年（一一四〇）十月二十一日自宅に物売り女が手本二巻を売りにきた。一巻は「野道風屏風土代」、一巻は本巻（大納言御本）であった。代価を与えると喜んで帰っていった。女の宅は塩小路北、町尻西で、経師の妻であった、というものである。このようにして偶然定信は『屏風土代』を購入したものである。定信が手に入れた本書をどのようにしたか不明であるが、鎌倉時代の末に伏見天皇宸筆による本書の精巧な模本が作られ（伏見宮家より献上、現在御物として存）、さらに江戸時代末期作の伏見宮家旧蔵模本（当庁書陵部蔵）があるので、あるいはこの時期に伏見宮家に本書も所蔵されていた可能性が考えられる。井上侯爵家所有直前のこととなる。

『庭訓往来』は明治十六年三条家からの御献上である。当主実美は幕末維新の際に国事に奔走し、維新の元勳として明治新政府の太政大臣となり、明治十七年侯爵を授けられている。家は平安時代、閑院流藤原氏で公季を始祖とし、家格は清華（近衛大将および大臣なれる家柄）である。本書は尊鎮親王が天文十六年（一五四七）岩菊丸のために書いたという。岩菊丸が誰なのか不明なので明らかではないが、実美の家は祖先伝来のものと仮定すると天文十六年の三条家の当主は前左大臣公頼、五十歳であり、その子弟のために書かれたということが考えられるが、その確認はできない。なお、付属の書類の中に愛媛・高月定太郎の代金受取書が見えるのが不審で、あるいは三条家は仲介者であった可能性もある。

皇室にどのようなかたちで所有されたか不明であるが、前述三条家に係わりのある書が三条西実隆筆写『御注孝経』である。本書の元となった親本は室町時代・後小松天皇が御読書始に使用されたものである。その本は天皇の外祖父である三条公忠が用意したもので、この後この本は公忠の子孫に伝わり実量の子公敦（竜翔院）の時、戦乱を避けて周防に大内義興を頼ったさい義興の子亀童丸（義隆の幼名、祖父から三代同名）に贈られた。この本の所在を知った三条西実隆は、とくに願ってこれを筆写した。義隆の許にあった親本は失われ、実隆筆写本も子の公条に伝えられたがその後三条西家をはなれ巷間に流出した。江戸時代・寛政年間国学者屋代弘賢が江戸・牛込の書店で実隆筆写本を発見、本書の価値を知った弘賢は寛政十二年（一八〇〇）その模刻本を作り世に広めた。弘賢の模刻本は清国公使黎庶昌の目にとまり、彼の編纂した『古逸叢書』に収められている（明治十七年・清光緒十年石版）。その後三条家でも実美が本書の公刊を志したが果たせず、その遺志を嫡子公美がついで、明治二十四年弘賢の模刻本によって覆刻版を刊行して先人の業を讃えた。弘賢の入手した実隆筆写本は三条家に戻らず、皇室に入ったがその間のことは判からない。

四、近衛家

書跡の献上点数で群を抜いておおいのが、近衛家である。第二十六代忠熙の時、明治十一年の献上で総数三十件が知られ、本展示ではそのうちの『草書孝経』以下十三件である。また書跡とは別に伝頼寿筆の『小野道風画像』がある。近衛家は遠祖鎌足以来の藤原氏の本流で、平安時代後期・藤原忠通の長男基実を始祖とし、陽明家とも称す。基実らの邸宅が陽明門を起点とする近衛通（陽明通）にあったのでその称となった。三男兼実の九条家が分立して二家となったためである。そのうち近衛家から鷹司家が、九条家から二条・一条家が分立して五家となり、ともに摂政・関白・太政大臣に任ぜられる家格・五摂家といわれた。近衛家は五摂家の筆頭の位置にあり、つねに朝廷の公事朝儀にかかわり、皇室との縁も深かったので宮廷文化の一翼を担うこととなった。藤原道長の自筆日記『御堂関白記』（国宝）をはじめとする歴

代当主の日記から、それを補う家司の日記、近衛家と係わりのある公家たちの日記や文書類、歴代当主の著述や収集品などしだいに膨大な蔵書群を所有することになった。これらのものを保管維持することは、なみ大抵のことではなかった。とくに応仁文明の大乱は主戦場の京都におおきな被害をもたらした。この時皇室も被災して歴代伝来の重宝典籍類の大半を失ったが、その後江戸時代前期の後西・靈元両天皇の複写収集御事業などによって襲いくる火難を避ける対策にも留意されて現在の東山御文庫の典籍類を残された。近衛家でも応仁の乱には代々の御記などを岩倉の実相院に避難させて戦火をのがれ、江戸時代皇室の例にならって重要書籍の複写をもおこない、延宝三年（一六七五）十一月の大火には靈元天皇の仮皇居を始め後水尾・後西両上皇御所を焼き近衛家も類焼、文庫にも火が入り、収蔵典籍は灰塵に帰するところを、家臣数人の手によって辛うじて運び出したという。第二十代基熙の時代である。これらの主要なものはいま国宝・重要文化財に指定され京都・陽明文庫に所蔵されている。ところで明治維新の変革はもと撰家筆頭の近衛家にもおよぶこととなり、経済的援助を仰いで名品の献上となった。明治十一年のことで、東山御文庫の所蔵となつている寛平法皇（宇多天皇）・嵯峨天皇宸翰など以下近衛家のいわば収集品であり、近衛家自身の著述類ではない。その収集は長い年月にわたり、取得の事情は個々に異なるものであるが、その中でとくに第二十一代家熙（一六六七―一七三六）の働きが顕著である。家熙は関白基熙の子、母は後水尾天皇の皇女常子内親王である。東山天皇の時関白、ついで中御門天皇の時摂政太政大臣となり、のち准三后を贈られて出家し、予楽院真覚と称した。撰家として朝議にかかわったほか、茶道・香道・花道に通じ、詩歌・和歌に巧みで、とくに書道においては小野道風・藤原行成らの上代様を学び、復古和様の風を興した。若年のころからの自家および他家の名筆の模写に努めおおくの模本を残している。また、古筆の鑑識に長じ、自ら手鑑を編纂し（国宝『大手鑑』）、『予楽院臨書手鑑』を残している。河原町二条の別邸を物外楼と名付け収集の書物を蔵したという。家熙に近侍した侍医山科道安に家熙の言談を筆録した書『槐記』がある。それでは献上名品のなかに家熙の痕跡を見ることにしよう。『草書孝経』は中国唐の作品であるが、明・成化十三年（一四七七）陳猷章の跋文がつけられているので、この時点以後日本にもたらされたものである。家熙と同年代の儒者伊藤東涯がこの書を長崎で実見しているので、おそらく家熙の入手であろう。『槐記』享保九年（一七二四）正月十九日条に「新渡ノ唐本目録」を取り寄せていることが見えているので情報収集に努めていることが知られる。『玉泉帖』の外箱の外題「道風草書」は家熙の筆であるが、本書に添えられている文書類（家熙極札・基熙和歌・同書状・尊純親王書状）はきわめて興味ある事実を示している。要約すれば、家熙が『玉泉帖』を入手して父基熙に供覧し、基熙はこの名品に感銘していること、家熙の入手以前は飛鳥井家に秘蔵されていたことが推測できるといふものである（朝日新聞社刊『御物聚成』書跡Ⅰ、小松茂美氏解説参

照）。『恩命帖』の表紙「佐理消息」を後光厳院宸翰と鑑定し、同じように収納の箱を調整して「参議佐理卿消息」と表題し、蓋裏に表紙外題の極書をしたのは家熙である。藤原朝隆書状の内箱の外題も家熙である。ただし何故かその書名を「権跡消息」とし「朝隆消息」とはしていない。『平重盛書状』については『槐記』享保十六年三月十六日条に先年（享保十四年二月二十七日のことか、ただし流布本には同日の記文はない）鷹司房熙と松下見棟が来邸したおり、家熙は小松内府重盛の幅を上床に掛けてもてなしたと見えている。なお、当館には別に家熙の筆跡作品が九件あるが、これらがどのような経緯で皇室に入ったのか、その取得理由は明らかではない。また、家熙の父基熙が取得の識語を記しているのが「藤原定家記文章案」である。付属の内箱の身の内底部に、延宝九年（一六八一）春、思いがけなく取得したこと、末代までの家珍として秘蔵すべきことなどを記し、花押を据えている。また、遡って第十六代前久が識語を書いているのが『往来物手本』である。本巻が尊円親王真跡、奥書が竹内門跡で、自分が久しく所持している手本で尤も至宝とすべきものとし、花押を据えている。

平林盛得（ひらばやしもりとく）／当館学芸室専門員

法隆寺献納宝物について ― 当館所蔵品を中心に ―

わが国を代表する古社寺として名高く、近年、世界文化遺産にも指定された法隆寺は、奈良斑鳩の地にいまも悠然と建ち並ぶ堂塔はもろろん、その堂塔内に祀られ続けてきた仏像・仏画、それらを供養し莊嚴するために作られた法具や僧具、莊嚴具などの工芸品の数々といった文化財遺産は枚挙にいとまがない。しかしこうした法隆寺も、長い歴史の中で、窮乏する時期が幾度かあった。明治維新の後の廃仏毀釈の運動もその一つであったが、これによって、現在私たちが「法隆寺献納宝物」と呼び、正倉院宝物と並んで、わが国上代の文化を教示してくれる貴重な遺品群を、東京国立博物館の法隆寺宝物館で親しんで目にすることができるとなったのである。

一、献納の経緯

明治維新の後、廃仏毀釈の運動により、全国的に寺院は荒廃を極めて窮乏に至った。文明開化の新風の中で国内産業の発展が叫ばれる一方、これら寺院の宝物は、

海外へ流出するなど、散逸が始まっていた。その明治の初め、欧米視察から帰朝した町田久成、田中芳男らは、欧米の新文明を積極的に取り入れることも必要であるが、同時にわが国の古美術品の調査研究と保存対策も重要であることを主張、政府は正倉院をはじめとする古社寺の調査を文部省博物館を中心とする関係者に命じ、明治五年（一八七二）には「壬申検査」と呼ばれる本格的な文化財調査が行われたのである。そして明治八年三月、奈良・東大寺大仏殿とその回廊を会場として、正倉院御物をはじめとする奈良の各社寺の古美術品を出品して「奈良博覧会」が開催され、この博覧会に法隆寺からは実に一四一件に及ぶ多数の宝物が出品された。

この博覧会の最中、法隆寺では博覧会に出品した宝物を皇室に献上し、それに對する御下賜金を受けて、頽廃した堂塔を修理してはどうかという話が持ち上がった。博覧会後の明治九年十一月、当時奈良を管轄していた堺県の県令・税所篤に「古器物献備御願」と『法隆寺御蔵物品目録』を提出して、法隆寺は宝物一五八件などの皇室への献納を願いだした。翌十年に税所篤から宮内卿・徳大寺實則に願いだの内容が伝えられ、さらに同年中に徳大寺實則から内務卿・大久保利通にこの件を受ける方向で話が進み、同十一年二月十八日、宝物献納と御下賜金一万円について、正式に決定された。

東大寺での博覧会の後、東大寺尊勝院に保管されていた法隆寺宝物は、献納決定の後に皇室の御物、つまり「法隆寺献納御物」として正倉院宝庫内に移納された。そして明治十五年、東京・上野公園内に博物館が開館したのを契機に、正倉院宝庫に仮納されていた法隆寺献納御物は、十二月、博物館へ収蔵された。この正倉院宝庫への仮納によって、古裂などを納めた唐櫃の一部が互いに入れ替わり、現在まで、正倉院宝物中に法隆寺伝来の裂類が、法隆寺宝物中に正倉院伝来の裂類などが混入するという事態が生じている。

博物館に収蔵された法隆寺献納御物は、内務省所管から農商務省所管へ、さらに明治十九年には宮内省に移管された。宮内省では、絵画や工芸の名品や歴史上に価値のある遺品を宝物として厳重に取り扱うこととし、宝器主管を置いて保管の万全を図る措置を取った。宝器主管が管理した品物は、皇室所有の品物であるが故に「帝室御物」と呼ばれるが、これらの一部は、法隆寺献納御物を含めて、帝室博物館で保管、展示されていたのである。

第二次世界大戦の後、マッカーサーの指令によって皇室財産の枠が決められ、そのために正倉院御物と法隆寺献納御物に問題が起こった。宮内省としては両者を共に皇室財産として残したいが周囲の事情がそれを許さず、いずれかを手放す必要に迫られた。その結果、これまで帝室博物館として法隆寺献納御物を保管してきた国立博物館（昭和二十一年に国へ移管、改称）が、国有品として預かることとなった。この際、当時修理中であった法隆寺五重塔に付属すべき覆鉢、金堂の四天王の剣二点、聖霊院の聖徳太子像の杵の計四件は、法隆寺の願出によって寺へ返還された。

また、「聖徳太子及び二童子像」、「法華義疏」などの十件の宝物は、皇室にゆかりの深い品として御物として留められたのである。

こうして国有品となった「法隆寺献納御物」は、昭和三十七年に上野公園内に落成した法隆寺宝物館において保管、公開され、わが国上代の貴重な遺品として、国の文化財指定も受け、本格的整理、調査が続けられている。そして、さらに一層の恒久的保存を図るため、新しい法隆寺宝物館が建設中である。

さて一方、皇室に残された十件の法隆寺献納御物は、以後も御物として管理されてきたが、平成元年、今上陛下によって、このうちの八件は他の多くの美術品と共に国へ寄贈された。そして、国有品として宮内庁で管理することとなり、現在は三の丸尚蔵館で保管しているのである。

明治十一年に寺の窮乏を救うために皇室へ献上された法隆寺献納御物は、多くは東京国立博物館にまとまるが、寺へ返還された四件、正倉院宝物に紛れた裂類、そして今なお御物として残る二件と当館で保管される八件と、結局、今日に至っては、五カ所に分かれてしまったのである。

二、当館所蔵の献納宝物について

戦後、皇室に残された法隆寺宝物は、次の十件であった。

- 1、聖徳太子及び二童子像（阿佐太子像） 一幅
- 2、法華義疏 四卷
- 3、木画箱（奇木手箱） 一合
- 4、賢聖瓢壺 一口
- 5、唐組垂飾（几帳飾残欠） 一箱（大）
- 6、唐組垂飾（几帳飾残欠） 一箱（小）
- 7、刀子・魚形及び漆皮箱 三口、一点、一合
- 8、刀子 十二口
- 9、逆沢瀉威鎧雛形 一領
- 10、青磁牡丹浮文花瓶 一對

このうち今回の展覧会で紹介したのは、国有品として当館で保管する3〜10の八件である。八件のうち、5〜8は点数にすればかなりの量であるが、現在の保存状況などから、公開できる状態である一部のものに限りていた。いずれその保存措置を講じた上で、改めて公開出来ればと願う。いずれも、東京国立博物館の法隆寺献納御物、さらには正倉院宝物と同様に、わが国の文化遺産の中でも貴重な美術品である。

木画箱（展示番号35）は、法隆寺において「太子の手箱」と伝えられて大切にされてきたものである。木画は、香木などの唐木材や象牙、角などの貴重な材を用いて、

幾何構成文や絵画文を表現して、家具や箱の表面を裝飾する工芸技法で、中国では隋唐時代を中心に盛んであった。正倉院宝物には、某局や箱類など、盛唐時代の優れた木画作品が伝わっているが、この木画箱は技法や意匠からみて、それより先行する初唐期の制作かと見られる。法隆寺献納宝物類の中でも、とりわけ注目される優品であろう。

賢聖瓢壺(展示番号36)は、瓢箪を材に用い、その周囲に中国古代の聖人を表現するという珍しい壺である。やはり、唐時代に行われていた未熟の瓢を文様の型の中で成長させるという技法によって制作された、中国製の品と考えられる。

唐組垂飾(展示番号37)は、寺において「推古天皇の御几帳」と伝えられてきたことから、この名称で明治九年の『法隆寺御藏物品目録』には載せられる。茜色を地に、金糸と銀糸、さらに萌黄・紺・紅と、脱落してしまっただけで紫の各色の色糸を用いて大小の菱形を表出する鮮やかな組帯で、帯の途中には美しい音色を奏でる蓮実形の鈴が、両端には金銅製の獅噛文あるいは唐草文の山形金具を付け、糸総が付けられる。帯は唐組と呼ばれる反転二条軸一間組の技法による平組の組紐であるが、この技法は二条軸一間組(漣組)から発展し、菱形や櫛形文様を表せる複雑な組み方である。しかし正倉院宝物の多くの組紐遺品中には唐組は見出されていないため、この唐組は中国からの渡来品である可能性が高いとされてきた。この唐組垂飾は、東京国立博物館、法隆寺をはじめ、藤田美術館などにも所蔵されるが、当館で保管する品がおそらくは最もその形態をよく留めているようである。詳細な紹介は別の機会とするが、山形金具の内側には、脱落してしまっている紫糸が見事に残り、また挟まれていた経錦が残っている(挿図1参照)。経錦は緯錦に先行する古い錦であるが、この唐組に付属する経錦は、法隆寺の幡などに用いられている蜀紅錦と呼ばれる七世紀代の平組織の経錦である。それ故にこの唐組の帯は、少なくとも正倉院宝物より一時代前の飛鳥時代、法隆寺草創期、聖徳太子の時代の品であると考えよう。

刀子類(展示番号38〜42)は、これらもまた正倉院宝物の刀子に類する、ほぼ同時期の遺品である。展示で紹介した五件は保存状態の良好なもので、とりわけ把が碧瑠璃製の二口(展示番号39)と小刀(同42)は、正倉院宝物と比較しても材質や形態が貴重なものである。今回展示では紹介できなかった他のものは、現在の鞘と把の組み合せが本来のものではないもの、鞘のみのもの、残欠などの形のものなどである。しかし素材としては正倉院宝物と同様に、紫檀、黒檀、沈香、黒柿、象牙、玳瑁、鮫皮、石類、ガラスなどを用い、樺巻や象嵌、彩色などの技法で裝飾している。しかし、漆皮箱(展示番号44)の他に例のない団花文ともみえる文様、おそらくは犀角製であろう魚形(展示番号43)などを含め、時代性は正倉院宝物と一致するにせよ、正倉院宝物ほどの華麗さはなく、むしろ素朴さがある。

逆沢瀉威鏡雛形(展示番号45)は、これまでの宝物より時代が降って、平安時代後



(挿図1)

期、十二世紀頃の作品と考えられている。しかし、古い形の大鏡の遺品がない中で、この雛形はその形態を示す貴重な遺品として知られる。太子の玩具」と呼ばれてきているが、これはあくまでも伝承であろう。しかし、巖島神社や春日大社の平安時代後期の古神宝の遺品の中に武具などの雛形が含まれることを考えれば、太子信仰の高揚の中で奉納された品であることも考えられる。

最後に青磁牡丹浮文花瓶(展示番号46)は、特に鎌倉〜室町時代にかけて唐物嗜好の風潮の中で盛んに流入した、中国の龍泉窯製の花瓶である。大寺として繁栄を続けてきた法隆寺の、中世を代表する遺品の一つである。

これら八件の貴重な遺品については、今後、さらなる調査を行って、改めてその詳細な報告の機会を持ちたいと考えているが、東京国立博物館の法隆寺献納宝物と合わせての、また正倉院宝物との比較対象としての、さらなる調査研究が加えられる必要が十分にある。

また加えて、現在も御物として残る一件の宝物を加え、いつの時期か、改めて法隆寺献納宝物を紹介できる機会が来ることを期待してやまない。

松本 彩(まつもと あや/当館学芸研究員)

作品解説

1 喪乱帖 王羲之(搨本)

一幅

紙本墨書(縦簾紙)
縦二六・二 横五八・四
唐時代 七世紀

中国最高の書家として書聖と仰がれる東晋の王羲之(四世紀)の書状集で、冒頭の行に「喪乱」の文字があるところから呼ばれる。たてに簾目状の筋目のある(縦簾紙)白麻紙に書かれた唐時代の搨模(双鉤填墨・透き写し)本であるが、羲之の真跡は一点も現存しないなかで、精妙に模写された第一級品として、尊経閣文庫所蔵の「孔侍中帖」(国宝)とともに名高い。

全十七行で、「羲之頓首、喪乱」以下の初めの八行、「二謝」以下の中の五行、「得示」以下の後の四行の三紙をついで一紙としており、前後の二紙は首尾完備した書状で、中の一紙は断片を集めたものと考えられている。もとは本紙より前の部分があったもので、冒頭に桓武天皇の御印「延歴勅定」の方朱印の左辺部など三顆を残している。

聖武天皇の御遺品を示す正倉院宝物の「国家珍宝帳」の中に王羲之の草書の模本二十巻などが知られ、これを桓武天皇(延暦帝)が御覧になられた記述(「雙倉北雜物出用帳」)があるので、「延歴勅定」の御印がある本書はこのうちのもと考えられる。江戸時代・後西天皇の御遺物として御弟天台妙法院門跡克恕親王に下賜され、のち明治十三年(一八八〇)妙法院から献上された。

2 草書孝経 伝賀知章

一卷

紙本墨書
縦二六・〇 横二九一・八
唐時代 八世紀

今文孝経の全文を草書で書いたもの。筆者の署名はないが、唐代の草書の名手賀知章の筆跡とする伝承が、すでに宋代初期建隆二年(九六一)にあったことが卷末の小文字の識語によって知られる。また、宋朝徽宗の内府中に所有されていた書籍の目録「宣和書譜」のなかにも賀知

章の草書孝経が二本あるとの記載があつて、そのうちの一本が本書であると考えられている。

孝経は戦国時代に曾子学派の学者が孔子と曾子の問答に託して儒教理念の根本をなす孝道を説いているもの。今文と古文の二種の孝経があり、前者は秦の始皇帝の焚書のさい、河間の人顔芝が秘蔵したものを、漢代の初め顔芝の子貞之によって世に出されたもので、後者は漢の武帝の代魯の恭王が孔子の旧宅の壁間から取り出したとされている。今文孝経はもと隷書で書かれ十八章、古文孝経はもと蝌蚪文字で書かれ二十二章となっている。賀知章(六五九〜七四四)は唐の詩人で、会稽紹興(浙江省)の人、字を季真という。証聖元年(六九五)に進士となり、官は秘書監に進んだので、賀秘監・賀監などといわれた。酒を愛し、奇行に富み、草書を善くした。

本紙のあとに「明 成化丁酉年(一四七七)の石齋(陳献章)の識語がつけられており、江戸時代中期の儒者伊藤東涯(一六七〇〜一七三二)はその著書「蓋簪録」(こうしんろく)に本書を長崎で見たことを記している。清国商人によって長崎にもたらされ、やがて近衛家熙(一六六七〜一七三六)の所蔵するところになったと思われる。明治十一年(一八七八)近衛家より献上された。

なお、宮内省では明治十七年、本書に川田剛の跋文を添え銅版印刷して公表した。

3 阿毘達磨大毘婆沙論

一卷

紙本墨書
縦二四・〇 横九六九・〇
唐時代 八世紀

唐の名僧玄奘三蔵によって漢訳された当初の写経の姿を推測できる貴重な楷書の遺品。

本経は、小乗仏教の有力な部派である説一切有部派の教義を説いた「阿毘達磨発智論」の注釈書であり、全二百巻、唐・顕慶元年(六五六)玄奘三蔵によって漢訳されている。本書の親本は、その漢訳時のわずか十五年後に高宗の勅命によって書写されたものである。卷末の奥書は完備しており、咸亨二年(六七二)五月二日写経生李正言によって書写され、沙門道秀の校正を経たあと、二名の

責任者の連署が記されている。この奥書を原奥書とみて、咸亨二年当時の写経とみる説もあるが、咸亨の亨を享と書いており(亨と享は同字であり誤記ではないが、年号を咸亨と書く例はない)、奥書も一筆とみられるので、原本の風韻は残すものの時代はやや下る写本と思われる。全二百巻のうち現存するのはわずかにこの巻第百六十四の本巻だけである。

なお、紙背の継ぎ目に「法隆寺一切経」の方黒印(鎌倉時代中期に使用とされる)を押し印している。わが国に伝来して法隆寺に蔵されていたが、そのうち流出し、江戸時代には幕末の三筆の一人といわれた貫名松翁の愛蔵するところとなり(卷末の識語)、さらに松翁と親交のあった雨森醉墨(善四郎)の所有となり(卷末の蔵書印、箱書など)、明治十一年(一八七八)雨森家から御買上となった。

4 紫紙金字法華経

一卷

装飾経
縦二七・〇 横九二五・八
奈良時代 八世紀

首部を欠くが、奈良時代の装飾経を代表する紫紙金字の貴重な遺品で、とくに法華経である点でも注目される。

紫草の根の汁を染料とした染紙に、金の界罫を引き、金泥で経文を書写している。いわゆる紫紙金字経は奈良時代に盛行する。そのうち天平十三年(七四二)聖武天皇の詔によって諸国の国分寺に安置された金光明最勝王経(国分寺経)や華嚴経などが比較のおおく残されているが、法華経は、まとまったものとしても奈良・東明寺蔵巻一〜三の三巻(重要文化財・個人蔵、ほかに奈良国立博物館蔵などに分散。各巻首を欠き、書写を平安初期とする説あり)が知られるだけである。

本巻は卷二のうち、「譬喻品第三」の後部および「信解品第四」の三百行分、十八紙で、第一紙や第十八紙など短いものを除けば、一紙は縦約二七・〇センチ、横約五五・一〜五六・五センチ、二十七行、界高二〇・七センチ、行間はほぼ二センチであるが、紙末の二行ほどは二・五センチと幅広くなっている。

本巻は、菅原道真(八四五〜九〇三)筆と伝承される

が、これは古筆家の鑑定手引書、たとえば『新撰古筆名葉集』の聖廟(道真)の項に紫切「紫紙金字最勝王経、法華経等あり、河内切、又北野切、筑紫切と云、都而紫切と唱ふ」の記述にしたがつたもので、特別根拠のあるものではない。道真の真筆は知られておらず、本巻の書写年次は道真の時代以前に遡るものと思われる。

本巻を納める中箱に嘉永六年(一八五三)の古筆了伴の箱書、外箱に明治三年(一八七〇)熱田大宮司千秋季福の箱書をもつ。この箱書や付属の折紙によれば、明治の王政復古の詔によって神仏混淆の禁が発せられたので、神庫に仏経が所在することの不都合を思い、この経巻を宮中に献上するとしている。

5 大安寺縁起 伝菅原道真 一卷

紙本墨書

縦二七・五 横四四五・四
鎌倉時代 十二世紀

奈良・大安寺の創建の由来から同寺の発展整備の歴史を記した書。「大安寺寛平縁起」ともいわれる。大安寺の縁起は、早く天平十九年(七四七)に作られた「大安寺伽藍縁起流記資材帳」(奈良・正暦寺藏、重要文化財、奈良末期写)があるが、本書はこれとは別のもので、寛平七年(八九五)七月、醍醐天皇の勅命に答えて同寺の三綱、別当および俗別当(菅原道真)が連署して作成したもの。聖徳太子の飛鳥・熊凝精舎にはじまり、歴代天皇の御願によつて百済大寺、大官大寺を経て、奈良・大安寺となる興隆の様子を記している。

本縁起の作成に俗別当・菅原道真の名が見えるところから、道真筆の原本があったとし、本書をこれにあてるとする説があるが、本書の書写年次は鎌倉初期ごろと思われる。道真の時代には遡らない。巻首の十数行を欠くが、諸本中最古写本に属し、醍醐寺本「諸寺縁起集」(重要文化財、鎌倉初期写)・護国寺本「諸寺縁起集」(重要文化財、南北朝期写)に含まれている本縁起の本文に比べてかなりの善本である。

明治十一年、近衛家から献上。

6 孫過庭書譜断簡 伝空海 一幅

紙本墨書

縦二八・八 横四五・二
平安時代 十世紀

唐の書家孫過庭(七世紀)が著した書道の論書「書譜」の写本断簡である。草書で書かれたわずか十三行の部分であるが、空海の真跡を伝える精度の極めて高い模本(真跡とする説もある)として尊重されている。

わが国には空海筆とする筆跡の異なる二種の草書の孫過庭「書譜」断簡が知られている。一つは近衛家・陽明文庫藏(三行分)で、他の一つが本書である。本書は、陽明文庫蔵本が中国伝存の草書「書譜」の筆跡に類似するのに対して、空海の真跡「風信帖」(国宝、東寺藏)や「真言七祖像行状文」などに共通する文字が見られ、入唐僧空海が在唐中に孫過庭「書譜」の真跡を臨写したことを推測されるものである。三筆の一人として名筆を讀えられる空海が、王羲之の書を正当と説く孫過庭の書論を学んでいることは興味深い。しかも孫過庭「書譜」の他の古本は宋代を遡らないので、最古の写本としても貴重である。なお、江戸・寛政七年(一七九五)北条鉉によつて模刻出版された「集古統帖」巻二に載せられているものと文字にすこしの異同はあるが、本書と書風から字配りまで一致し、本書の十三行にその後二十八字を加えた断簡が収められている。大阪・木村兼葭堂蔵の模本によつたもので、本書の失われた後部の存在を知ることができる。

明治十三年(一八八〇)京都・毘沙門堂から献上された。

7 与本国使請共帰啓 伝空海 一卷

紙本墨書

縦二九・二 横五四・五
平安時代 十一世紀

留学の目的を果たした空海が、遣唐使にしたがつて帰国しようとして唐朝に願ひ出た上申書である。

冒頭の「与本国使請共帰啓一首」一行は別筆で後補のもので、また年紀と署名部の「元和元年四月 日 日本国求法沙門空海啓」を欠くが、本文は全文である。空海の詩文集「性霊集」巻五に収められており、その文と若干の異同

がある。本国使とは遣唐使(判官・高階真人遠成で、遠成は唐・元和元年(八〇六)、日本・大同元年)十月、空海や橘逸勢らとともに帰国している。唐朝皇帝憲宗(福州刺史・閻濟美)に直接上申したものが、高階真人遠成を介してのものか二様の説がある。

筆跡は空海の真筆「大日経開題」(国宝、京都・三寶院藏)の書風に似る点が見られるので空海の真筆本を忠実に臨模したものかとされている。

明治十一年、近衛家から献上。

8 益田池碑銘断簡 伝空海 一卷

紙本墨書

縦二八・〇 横六三・五
平安時代 十二世紀

大和国高市郡(現橿原市)の大貯水池・益田池の竣工を記念し、空海がその功績を讀えた碑文の断簡である。

前後を欠いたわずか九行であるが、楷・行・草書の三体を交えたいわゆる大師流の書風である。空海の筆跡を尊重する後人が大師流の写本としたものと思われる。なお、空海筆と伝承する「益田池碑銘」の全文が高野山釈迦文院に所蔵(重要文化財)されている。こちらは五色の絹本で百五十二行、篆・隸・行・草のほか雑体を交えたいわゆる雑書体で書いている。ただ、空海の詩文集「性霊集」巻二に収められている文章と比較して、脱字、誤字がおおく見られるので、こちらも模本である。ちなみに、天長二年(八二五)に作られた碑は南北朝に滅失し現存しない。

明治十一年、近衛家から献上。

9 屏風土代 小野道風 一卷

紙本墨書

縦二二・六 横四五・一・六
平安時代 延長六年(九二八)

小野道風の真筆で、内裏に飾る御屏風に漢詩を揮毫するために準備した下書きである。延長年間に書かれたものなので「延長屏風土代」ともいわれている。

土代は下書きのことで、屏風に貼付する方形の彩色紙、いわゆる色紙形に執筆するもので、七言律詩八首と七言絶句三首を見事な行書で書いているが、随所に抹消や文字の右脇に補正の小文字、行頭に貼付場所を示すと思われる符号の書き込みが見られる。

巻末に別筆で藤原定信(藤原行成四代の孫)が書いたと認められる識語が付けられており、この識語によって、この下書きは醍醐天皇の延長六年(九二八)に大内記大江朝綱(四十三歳)の作詩を少内記小野道風(三十五歳)が執筆するためのものと知られ、しかも保延六年(一一四〇)この書を買求めたことを記している。道風の屏風執筆のことは『日本紀略』延長六年十二月条に見え、また定信の購入の経緯は、藤原行成筆『白氏詩卷』(国宝、東京国立博物館蔵)の識語に同じ定信の筆で詳しく記されている。

本書は定信の取得以後どのような伝来をしたか不明ながら、伏見天皇の宸筆による精巧な模本が作られており、こちらは明治五年(一八七二)伏見宮家より献上され(現御物)、本書の方は明治の政治家井上馨の愛蔵するところとなり、井上家から大正十四年(一九二五)献上されている。

10 玉泉帖

小野道風

一卷

紙本墨書

縦二七・五 横一八七・六

平安時代 十世紀

冒頭「玉泉南潤花奇怪」の文字により『玉泉帖』と呼ばれ、三跡の一人小野道風(八九四～九六六)が『白氏文集』を抄出、筆写した原本として名高いものである。

楮紙四枚からなり、『白氏文集』巻六十四中から任意に四首の詩篇を選び、これを楷・行・草の三書体で、肥瘦潤渴、大小によって興にまかせて自由に書いている。第一首に詩題がなく、これ以前になお前部があったことが推測されている。

筆者は識語など道風を明示するものはないが、真筆『智証大師謚号勅書』(国宝、東京国立博物館蔵)、『屏風土代』(当館蔵)に照らして道風とされる。

本書は江戸初期・元和八年(一六三二)ころ飛鳥井家(雅

胤)にあったようで、のち近衛家熙の所有に帰したと思われる(付属に雅胤宛青蓮院尊純親王書状、家熙宛近衛基熙書状、外箱外題家熙筆などがある)。

明治十一年、近衛家から献上。

11 恩命帖

藤原佐理

一卷

紙本墨書

縦三一・一 横八七・二

平安時代 十世紀

三跡の一人藤原佐理の書状で、書き出しの「佐理謹奉恩命」によって「恩命帖」と呼ばれている。

本文一紙と切封墨痕のある一紙を継ぎ、宛所はないが、冒頭と差出所に佐理の草名が書かれており、本文は袖書まで一連のもので全文である。内容は左衛門府の官人らの箭(矢)の調達に関してなにか手違いがあったようで、その弁明と手配について記し、袖書部で筆の求めに答えている。上位の者からの譴責にたいして慌てての返書と思われ、「即剋、愚奴佐理(草名)」と結んでいる。佐理が参議在職中の天元五年(九八二)正月十八日、射邊所の役(毎年正月におこなわれる武官の弓技の世話役)を命じられている記録(『小右記』)が知られており、この時に関連するものかと考えられている。

本書の表紙には近衛家熙が後光厳天皇宸筆(南北朝時代)と極める「佐理消息」の題名が書かれており、家熙筆で「参議佐理卿消息」と外題する外箱に収められている。明治十一年に近衛家から献上された。

ところで「恩命帖」を解説した家熙より後代の人・尾崎雅嘉の『群書一覽』巻二・法帖類)には、「帖末に香果蔵の三字あり、浪華の買人某の珍藏するところ也」と見え、近衛家の所蔵に言及しておらず、本書には見えない「香果蔵」の文字の存在を記す(なお『集古統帖』巻一にも藤原佐理書としてその模刻本を載せるが「香果蔵」の文字は見えない)。この記述もあつてか、本書を精妙な模写本かとする説もある。

佐理の真筆書状としては、ほかに『離洛帖』(国宝、畠山記念館蔵)、『女車帖』(国申文帖とも、書芸文化院蔵)、『頭弁帖』、『去夏帖』がある。

12 敦康親王初親関係文書

藤原行成 一幅

紙本墨書

縦三〇・七 横四一・四

平安時代 寛弘二年(一〇〇五)

三跡の一人藤原行成筆による文書の草案で、日記『権記』の断簡かと思われる。

一条天皇の第一皇子敦康親王(七歳)が寛弘二年(一〇〇五)始めて公式に御父の天皇に御対面される(初親)儀式を執り行う打合せが催され、親王の御装束の色目や饗・禄などを奉仕する人々の分担を記した定文で、配役の人名に訂正などが見られ、行成にだけ「朝臣」をつけないなどの点から、行成自身が記した草案と思われる。この時行成は参議・正三位・右大臣などの官位にあり、三十六歳である。行成の日記『権記』には二月八日の定の日、三月二十八日の式当日などの記事は見えるが、本文書の日付(二月十日)の記文はない。『権記』の原本は失われて存在しないので、本文書の存在は行成の筆跡資料のみならず、自筆日記を窺うものとして貴重である。

なお、敦康親王の御母は皇后定子であるが、すでに歿されて一族に有力後見人がなく、中宮彰子(藤原道長の娘)に養育され道長の庇護をうける身となっており、のちに皇位につかれることなく生涯を終られることとなる悲運の皇子である。

13 帥大納言経信卿消息

伝源経信 一幅

紙本墨書

縦三一・八 横五一・二

平安時代 十一世紀

付属の箱に「帥大納言経信卿消息」とあつて、源経信書状と伝承するが、記文の内容や筆跡から源経信(一〇一六～九七)とすることは出来ないが、経信と同時代の高位の公家の書状と思われる。筆跡は一見して三跡の一人藤原佐理の書風を受け継ぐ、特徴のある草書である。

書状は前部を欠くもので、差出所および宛所はない。内容は欠文があるので十分に理解し難いが、官人の無知によって寺社の祭祀がないがしろにされていることを嘆き、日吉社の上卿(祭事担当の公家)のことを内覧してい

ないことに不満を示し、経長卿の上卿としての不適切な態度について戒告するか、または怠状を提出させるかの処置を勧めている。そして「当職之仁」に対して激しく非難しているように見える。このように解せば書状の宛先は内覧の職にある者ということになる。内覧とは、内見の意で、天皇へ奏上の文書をあらかじめ内見して政務を代行するもので、関白、摂政または、特別に内覧の宣旨を受けた者の職である。そして書状の差出者はこの内覧より上位の者ということになる。源経信は内覧になっておらず、現存する経信の自筆とも合致しない。文中の経長の日吉社上卿の時期は不明なので、経長が公卿であつたすべての時期(一〇四三〜七二)まで括弧で考えると、内覧は関白藤原頼通・教通の二人が該当するが、この二人に忠告出来る先輩官人はおらず、この位置の人物は後朱雀・後冷泉・後三条天皇だけとなる。本文書を宸翰と定めるにはなお考定の資料に乏しく、前欠のこともあり、可能性の指摘に止めておく。

明治十一年、近衛家から献上。

14 藤原朝隆書状 藤原朝隆 一幅

紙本墨書
縦三一・五 横一〇六・三
平安時代 十二世紀

能書として知られるが遺品の少ない藤原朝隆の貴重な書状である。

料紙二枚を継いだもので、本文には欠けるところは無いが、宛所は書かれていない。差出所には「二月十九日 右大弁(花押)」とある。付属の内箱の外題に近衛家熙の筆跡で「権跡消息」とされているが、権跡すなわち藤原行成の筆跡ではなく、最末の花押や数点残る朝隆の書状など(京都大学附属図書館蔵『兵範記』紙背文書など)に照らして朝隆の筆跡と定められている。書状は朝隆が参議・右大弁であった久寿元年(一一五四)から同三年の間に書かれたもので、宛先は不明であるが、一族につながる真言宗の僧が受取人と思われる。

内容は、真言宗の法脈の上で重要な(伝法カ)灌頂の儀式を無事に遂げられたこと、仙院(鳥羽院)から破格の施

物の御馬を賜わったこと、過去に例を見ない立派な式であったこと、弘法大師の加護により晴天であったこと、東寺長者への昇進を頭弁(藤原光頼)を通して具申したこと、書簡を戴いたが自分は公卿の位に昇り、氏長者となつていたので参仕は当然のことなどと記している。家熙の鑑定眼を迷わせたほどの端正な行書で書かれている本書は、明治十一年、近衛家から献上。

15 平重盛書状 平重盛 一幅

紙本墨書
縦二九・〇 横五一・五
平安時代 十二世紀

歴史上著名な平清盛の長男・重盛の唯一残る首尾整つた自筆書状である。

下部をわずかに欠くが、宛所も差出所も揃っており、重盛の自署も確認でき、他に一点のみ残る京都・陽明文庫所蔵の『兵範記』紙背文書の重盛書状断簡(末尾二行)の筆跡とも合致する。書状の内容は、新三位に宛て、その身辺の奉仕者(侍)として国方なる者を推挙し、あわせて国方に何か願いがあられるらしく、この者の申し分を聞いて処置して欲しい、というものである。新三位とは三位に昇進したばかりの者を指すが、この書状が認められた年次が不明なため具体的な人名は判らない。新三位に平信範(『兵範記』の記者)や藤原成親(重盛の妻の兄を、国方に重盛の側近で衛府の武士・佐伯国方(『玉葉』に見える)を推定する説もある。いずれにしても、藤原行成を始祖とする世尊寺流のながれを汲んだ整つた行書で、重盛の人柄を窺うことのできる希有の遺墨である。

明治十一年、近衛家から献上。

16 藤原師長書状 藤原師長 一幅

紙本墨書
縦二九・六 横五〇・二
平安時代 十二世紀

雅楽・琵琶の桂流の始祖で、保元の乱をおこした左大臣藤原頼長の次男・師長(一一三八〜九二)の自筆の書状

である。

宛所はないが、差出所に自署があつて師長と確認できる。書状の内容は、書信の到来を喜び、書面を一見したこと、そこに書かれている宣旨が不審にも到来していないこと、到来したら早速下知いたします、と答え、追つて書きして口宣案などをお送りします、と記している。宛先は不明ながら宣旨の送り手であるらしく、宣旨の下知をおこなうとしていたことなどを考えると、書状の受取人は師長より上位の者で、宣旨を伝宣する上卿役の者、一方師長はその下にあつて文書の授受にあたる地位にあつたかと思われる。

なお、本書状は紙背に他文書の影字が見られ、相剝ぎした痕跡も認められるので、もとは他の典籍の紙背文書として伝わっていたものである。

明治十一年、近衛家から献上。

17 藤原定家記文章 藤原定家 一幅

紙本墨書
縦二七・九 横四五・八
鎌倉時代 十三世紀

歌聖と仰がれた藤原定家が非参議から参議に昇進した直後ころ、同輩の老友の身を思い、感慨にふけた記文で推敲途中のものである。

書状または申文と考える向きもあるが、訂正の箇所がおおく、草案のため、最末に境遇を詠じた自作の和歌をのせるなど、書式からは書状とも文書ともいえない。内容は、我君の践祚から三十年間出仕してきたが、今は見知った者はほとんどおらず、わずかに有家卿と兼定卿がいるのみで、二人は(自分にとって)先輩と後輩であるが、お互い遺恨などはない。恩寵があればともに叙せられるものであるし、恩寵がなければなやんで憂えることがある。そのほかの者は問題にならない。また籠居して出仕しなかつた人々はその期間の長短が位階の上下を作り出すものだ。誰も見知らぬ若い同輩に交じって、私ひとり恩寵の位袍を着すことになつたものだ。というものである。我君・後鳥羽天皇の践祚は寿永二年(一一八三)、その三十年後は建保元年(一一三三)、定家はその翌

年二月参議に叙せられていたので、本記の記述はこのころと思われる。それは文中の藤原有家が承元二年(一一〇八)に、源兼定は建暦元年(一一二二)六月、定家も同年九月にそれぞれ非参議・従四位下に任せられ公卿の身分となり、そして定家だけが三年後の建保二年に参議に昇進するのである。しかも、この翌年二月有家が、さらにその翌年兼定が出家して公卿の地位を去るのである。こうして定家の本記文は参議に昇進した直後から翌年の二月以前のすることとなる。

定家は自らの官位の昇進を申請した文書を二度提出していることが知られている。一は建仁二年(一一二二)四十一歳、『転任所望之事』(重要文化財、東京国立博物館蔵)、一は承久三年(一一二二)六十歳、『申文章案』(重要文化財、冷泉家時雨亭文庫蔵)であるが、本記はこれらに関連するものとして、書式では異なるが、建保二年、五十三歳ころの新出の史料として貴重である。付属の内箱の底部に近衛基熙の箱書がある。

明治十一年に近衛家から献上されたもので、同家では「定家卿慶賀和歌」としていたものである。

18 藤原為家書状

藤原為家

一幅

紙本墨書

縦二七・九 横四〇・二

鎌倉時代 十三世紀

藤原定家の嫡男・為家(一一九八―一二七五)の書状で文中の記事から葛城山消息と呼ばれている。

内容は五首の詠歌を受け取りその感想などを述べている返書で、要件が相手に伝わればよいので文章に省略がおおく、正確には把握しづらいが、受け取った五首のうちのと四首が特に優れていること、そして、この中の歌と関係は不明ながら、故「条宰相の葛木の御歌」あをやぎのかつら木山のながきひに」をやはり優れているとしている。宛名や年紀はなく、最末の署名を為家と判じて藤原為家書状とするのである。為家と書状を交換している相手は判からない。本書状には紙背の典籍の文字の痕跡が滲んでいるのもとはなにかの典籍の料紙に使用されていたもので、紙背の本書状の価値を認めて相剥ぎし

て幅仕立としたものである。

ところで葛城山の歌は上句だけが記されているが、この上句をうける下句に「そらものどかにあそぶ糸ゆふ」(「建保名所百首」永日遊糸、藤原家隆作「歌枕名寄」)がある。この歌が該当するとすれば、故「条宰相とあるから家隆歿(一一三七)後のこと、家隆の関係者(嫡子隆祐など)が書状の相手となるが、家隆(王生二品)を故「条宰相」とよぶ例はなく確定はしづらい。なお、類似の歌が為家の父定家の作(「建保三年内裏名所百首」・「拾遺愚草」葛木山)として知られるが、家隆と定家の歌はままた同される例があり、この書状はこれらの解明に手掛かりとなる可能性もある。

明治十一年、近衛家から献上。

19 阿仏尼書状

伝 阿仏尼

一幅

紙本墨書

縦二六・二 横三一・八

鎌倉時代 十三世紀

藤原為家の側室として為相・為守を生んだ阿仏尼(？)一・二八三の仮名書状として伝承されている。

和歌一首を小字二行に書き、自作の歌を送る意味の本文を散らし書きで書き添えている。五月四日の日付があるだけで、差出所などはない。歌頭に朱の鈎点をつけているがこれは受取人が後に歌を秀句と認めた心覚えの印と思われる。この書状も紙背を他の典籍筆写の料紙に使われたが、本書状の価値を認めた後人が相剥ぎして幅仕立としたものである。

阿仏尼は佐渡守平度繁の養女、安嘉門院に仕え安嘉門院四条ともいう。晩年為家の嫡子為氏と争い、訴訟のため鎌倉に下った時の紀行文に「十六夜日記」がある。書状や古筆切などに阿仏尼と伝承するものはあるが、真筆として確定しているものはないので、真筆を考えるうえで本書状の存在は貴重である。

明治十一年、近衛家から献上。

20 結夏衆僧名

尊円親王

一卷

紙本墨書

縦四二・七 横三五八・八

南北朝時代 建武二年(一二三五)

青蓮院流(お家流)の祖・尊円親王(一一九八―一三五六)が書した、建武二年(一二三五)、嵯峨・大覚寺の夏安居の参加僧の名簿である。

結夏衆とは、夏期の一定の期間に一カ所に籠もって經典の講讀や修行をおこなう夏安居(げあんこ)の参加僧のこと、一期の務めを一夏といい、また一臘とかぞえ、修行の年歴とした。

卷子仕立で「青龍洞」大覚寺結夏衆 古筆了仲拝観」の表題をもつが、もとは大判の鳥の子紙六枚を継いだだけのもので表紙および軸をつけず、直接道場の壁面に張り出されたものと考えられている。

尊円親王の真筆とする確証はないが、豊かな量感や迫力ある筆勢は他に充てるべき人がなく、また現存する尊円親王の真筆と一致すると認められている。親王は書の名手伏見天皇の第五皇子で天台宗の僧、青蓮院に住み、三度天台座主を務めている。書は藤原行成の世尊寺流を受け継ぎ、さらに小野道風の上代様を学び、独自の書風をつくった。本巻を執筆した建武二年は三十八歳、初回の天台座主を辞して大原小野の常寿院別当時代である。尊円親王の筆跡を代表する書巻であるばかりでなく、南北朝時代の大覚寺の行事や住僧を知るうえで貴重な史料である。

21 往来物手本

尊円親王

一卷

装飾紙(打疊り紙)墨書

縦三〇・五 横三五八・一

南北朝時代 十四世紀

尊円親王が作った書状・文書の文例集による手本で、巻末に覚恕親王と近衛前久の識語があり、後代の名筆家が愛蔵した様子が知られる。

往来物(おうらいもの)とは往復一対の模範文例を集めて手本としたもので、平安時代中期の「高山寺古往来」を先蹤とする。本文は天に藍色、地に紫の打疊りのある鳥

の子紙九枚からなり、その前半部五紙は、平安後期の学者藤原明衡の編したといわれる『明衡(雲州)往来』から二通の書状を抜粋し少々手直したもので、後半部四枚は座主宮の令旨に関する三通の文書で、この座主宮は尊円親王と考えられている。

本文の後に奥書が二紙あり、始めの一紙は後奈良天皇皇子であり、曼殊院門跡で、織田信長が叡山を焼打した時の天台座主であった覚恕親王の真跡で、本巻が尊円親王の芳翰で『奇珍』というべきものであり、後世の証のために奥書を記すとしている。また、自らを青蓮院流の末流としている。二紙めは近衛家十六代・近衛前久の真跡で、本文は尊円親王の真跡であること、つぎの奥書が竹内(曼殊院)門跡が記されたものであること、自分は久しく所持して手本としているもので、もつとも「至宝」たるべきものとし、特徴ある前久の花押を据えている。この花押は本文と覚恕親王の奥書、および自らのものが離れないように紙の継ぎ目にも書かれて厳重に保管されていた様子が知られる。

以後近衛家に伝えられ明治十一年に同家から献上された。

22 庭訓往来 上巻 尊鎮親王 二巻のうち一巻

紙本墨書

(上巻) 縦二八・五 横一〇八六・八

(下巻) 縦二八・五 横二二一・三

室町時代 大永七年(一五二七)

青蓮院流の能書の誉れ高い尊鎮親王の筆写本である。

『庭訓往来』は南北朝時代後期から室町時代初期ころに編纂された往来物・手紙の文例集による初歩の教科書で、同種の著作物のなかでもつとも多く使用されている。

尊鎮親王(一五〇四〜五〇)は後柏原天皇第五皇子で青蓮院門跡、第六十三代天台座主で書道の名手としてしばしば勅額の下書きを下命されており、『真如堂縁起』の詞書の筆者として知られている。巻末の奥書に二十四歳とあり、大永七年(一五二七)に岩菊丸という者のために書写したことが知られる。

明治十六年(一八八三)三条家より御買上のものである。

23 御注孝経 三条西実隆 一巻

紙本墨書

縦二七・七 横四〇八・〇

室町時代 享祿四年(一五三一)

室町時代後期の公家で、有職故実や古典学者である三条西実隆(一四五五〜一五三七)の筆写本である。

『御注孝経』は唐の玄宗皇帝が開元十年(七二二)、『孝経』のそれまで通行していた諸注釈を整理統一して新注を作ったもので、皇帝を尊んで御注の名を冠して呼ぶのである(開元始注本といわれる)。「御注孝経」はのち天寶二年(七四三)に改定され(石台本といわれる)この改定版が流布した。しかし、本書は中国でも亡んだ数少ない開元始注本である。「孝経」は天皇をはじめ將軍や貴人の子弟の読書始めに使用されるものである。本書も後小松天皇の御読書始めに用いられた、天皇の外祖父三条公忠作成の原本から転写したことが、巻末の三条公敦(桑門祥空)の本奥書と三条西実隆(必翳亮空)の奥書によって知られる。実隆の書は、乱世の混乱のため書道の流派が分立するなかで三条流の祖といわれる能筆である。

実隆が何方のために本書を筆写したかは不明であるが、嫡子公条の天文三年(一五三四)の識語が最末にあるので、それ以後三条西家を離れたもので、のち本書を江戸時代・寛政年間に国学者屋代弘賢が江戸・牛込の書店で発見し、その稀書としての価値を認めて寛政十二年(一八〇〇)に模刻本を作り世に広めた。そのうち三条実美はこの書の価値を知り、公刊しようと志したが実現せず、実美の意志をついで嫡子公美が明治二十四年弘賢の模刻本によって覆刻版を刊行している。

24 十六羅漢図 伝貫休 十六面

絹本着色

各縦九〇・〇 横四五・〇

五代(宋)時代 十〜十三世紀

羅漢は、正式には阿羅漢(Arhan)といい、一切の煩惱を滅尽して成すべきことを完成し、人々より供養尊敬を受けるに値する人・聖者を意味する。十六羅漢は、釈迦の涅槃の際に仏法を護持することを誓った十六人の釈迦の

弟子である。

中国の唐時代末から五代にかけての高僧・禪月大師貫休(八三二〜九二二)は、夢の中で感応した羅漢の姿を描いたといわれ、その風貌は「龍眉(太く大きな眉)大目の者あり。朶頤(食いづくように動く顎)隆鼻の者あり。松石に倚れる者あり。山水に坐せる者あり。胡貌(イラン人的な風貌)梵相(インド人的な相貌)、つぶさにその態をつくす。」と『益州名画録』に記されるように、当時の通例の羅漢像とは大変異なっていた。そのため、貫休の羅漢図を「夢羅漢図」とか「禪月羅漢図」とも呼ぶ。

貫休は何度か羅漢を描いていることが文献より知られるが、彼自身による作品は現存しない。貫休の羅漢図は、雨乞いのために霊験あらたかな像として供養されたことから、多くの模本が制作されており、今日、本作品の他に東京国立博物館や称名寺などにもその伝承作品が遺る。その中でも当館所蔵の作品は、おそらく原本に基づいて制作されたものであり、最も優れた作品として著名である。

本作品は、昭和天皇の即位大礼に際して、昭和三年三月一日に高橋是清より献上された。古くは、鎌倉時代末の正和年間に北条実時が金沢文庫に収めたものといわれている。

25 蘿蔔燕菁図 伝牧谿 一、二幅

紙本墨画

各縦三七・五 横六四・八

宋時代 十三世紀

蘿蔔(らぶく、大根)と燕菁(ぶせい、広義で青物を指す)を各幅に墨画したもので、中国・宋時代末から元時代初期の十三世紀後半に活躍した高名な画家・牧谿の作と伝承される。

本作品は、すでに室町時代末の永祿七年(一五六四)及び九年に、堺の小島屋道察の茶会に用いられ、津田宗達・宗及の父子が注目した記録が残る。画面は約十一センチの別紙が上部に補われ、本来の紙は縦二七・四センチである。本来は卷子であったと考えられるこの作品は、宗達が「床繪懸テ客來一味」と記していることから、

その当時は既に掛軸であったことが判る。そして以後も茶人の間では名物の一つとされたが、画中の「即庵日飡」「客来一味」という、おそらくは禅僧による讀の、質素な野菜を共に味わって腹を満たして食の好悪しや貧富を問うことなく平等に食するという意味の言葉が、禪の社会と密着していた茶人たちに好まれたことにもようろうか。

本作品は、応永年中(一二九四―一四二八)に明国王より足利義満に贈られたとされる。そして足利義政に伝わり、甲斐国・武田信重へ、武田勝頼の時に徳川家へ献上、さらに水戸徳川家へ伝わり、水戸頼常が讃岐高松の松平家へ入家の折に持参、その後、維新前に讃岐国の濱垣新と木村許一郎へ金子贈呈の返礼として両者へ一幅づつが贈られた、と伝来書に記される。さらに川崎正蔵の手に移り、伯爵井上馨の所蔵となった。明治二十年四月二十六日、麻布鳥居坂の井上邸に明治天皇が行幸され、この時、玉座の傍に懸けたこの双幅と趙昌筆の牡丹図が献上された。

26 蘭竹図

雪窓

四幅

絹本墨画淡彩

各縦一〇六・〇 横四五・五
元時代 至正三年(一二三三)

雪窓は元時代後期の禅僧で、字を雪窓といい、法諱を普明という。華亭(現在の上海市松江)の出身で、幾つかの大寺の主長を歴任した高僧である。墨蘭の名手として早くから知られ、高い評価を受けていた。当館所蔵のこの四幅は、そのなかでも最高傑作とされる名品である。

雪窓の画は、元時代を代表する文人画家・趙孟頫の画法を学んだといわれ、石をかすめたような筆使いで描く「飛白石」と呼ばれる筆法などはそれを象徴しているが、より写実的な描写が雪窓の特色である。雪窓の作品は南北朝時代頃にはわが国に伝わり、後崇光院の『看聞御記』の応永二十四年(一四一七)正月十四日の条に雪窓の蘭画贈答の記事が見られるなど、以後、禅僧の著作には雪窓に関する記事が散見する。また、入元僧の鉄舟徳濟や頂雲靈峰らは雪窓に学んで墨蘭画を残すなど、日本へも大きな影響を与えた。

当館所蔵の四幅は、基本は墨蘭であるけれども、それらに実際の色彩を加えたものである。各幅には落款印章があり、うち一幅には「至正昭陽協洽」すなわち至正三年の年紀があり、蘇州の靈巖寺の住持をしていた時代の作であることが判る。

本作品は、明治十四年七月十一日、広島藩主・浅野長勲の邸に明治天皇が臨幸の折に献上された。

27 竹石図

李衍

一幅

絹本墨画

縦一四四・八 横九七・〇

元時代 延祐七年(一二三〇)

李衍(一二四五―一三二〇)は、字を仲賓、号は息齋道人といい、墨竹で名高い元時代前期の文人画家である。著に『竹譜詳録』(七卷。大徳三年(一二九九)の自序がある)があり、実際の竹について、自らの研究に基づいて、竹の姿の変化や品種などを詳細に記述し、竹の墨画と彩色画の画法について説明している。しかし、伝存する李衍の作品は少なく、年紀のあるこの作品は、その出来ばえの優れた大作として知られる。

本図は基本的に五本の竹によって構成され、それらがゆるやかな曲線を描いて中央三本が交差する。これらの竹と石は、墨の濃淡によってその前後、つまり奥行がうまく表現されている。微風にそよぐ柔らかな若竹の自然な形態を見事に描いている。延祐庚申春、つまりの延祐七年の年紀より、李衍七十六才、歿年の作である。

この作品は、王冕の『墨梅図』(展示番号28)と共に一具の品として、明治十三年十月に名古屋の万松寺より献上された。万松寺へは、織田信秀より寄進されたと伝えられる。江戸時代後期に、名古屋の南画家の中村竹洞(一七七六―一八五三)と山本梅逸(一七八三―一八五〇)が、師の神谷天遊(一七一〇―一八〇二)に連れられてこの二幅を見て感動し、それによって師より「竹洞」「梅逸」の号をもらい、また模写をしたという。

28 墨梅図

王冕

一幅

絹本墨画

縦一四五・〇 横九七・〇

元時代 十四世紀

王冕(一二八七?―一三五九)は、字を元章、号は煮石山農・会稽外史・竹斎・飯牛翁・梅花屋主など多数あり、詩人であり、画家であった。

王冕はもっぱら梅の画を描いたが、それまでの簡素な梅の描写とは異なり、梅樹の枝や梢までを複雑に細かく描いて、そこに梅花を満して華麗な画面とした。「千花万蕊」といわれたこの画風は、明代以後、墨梅の規範ともなったと言われる。

本図の画面左上の自題の詩より、この画は、杭州の西湖孤山の月光のもとに映る白梅の美しさを描いた画であることが知られる。背景を淡墨で塗り込めて地色を生かすことで白梅の白さを表現する手法と、画面左下から突き出た石と梅樹の濃墨との対比によって、皓皓とさす月光が見事に表現されている。

ちなみに、李衍の『竹石図』(展示番号27)と一具とされているのは、おそらく「異種配合」といって、室町時代頃より始まったわが国独特の中国画鑑賞法によるのであろう。

29 星曼荼羅

一幅

絹本著色

縦八八・五 横五七・九

鎌倉時代 十三世紀

星曼荼羅は、北斗曼荼羅ともいい、天変や疫病などの災害の消滅、あるいは人の延命を祈る密教の北斗法の本尊として用いられる。天に輝く星々は、東西を問わず、古代から天地の異変や人の運命を支配するものとして考えられてきたが、仏教―とくに密教―に取り入れられたその思想は、八世紀にインドより中国の唐へ渡った不空(七〇五―七四)によって漢訳されたと伝えられる、いわゆる『宿星経』に説かれる。この経典は空海らによってわが国へもたらされ、これに基づく息災・安穩を祈禱する修法は、平安時代を中心に、天皇や貴族たちの間で盛んに行われた。

本図は、一番内側の第二院には、上部中央に日輪光中に結跏趺坐する釈迦金輪（二字金輪の異形）を表し、そのすぐ下に北斗七星諸尊がやや忿怒相の天部形で、周囲には九曜（太陽など天体中重要なもの）諸尊が禽獣あるいは雲に乗る天部形で、いずれも円相内に表される。第二院には十二宮（太陽の運行にかかわる十二の星座）諸尊が図像に則った尊形に、また第三院には二十八宿（月の運行にかかわる二十八の星座）諸尊が様々な尊形で、円相内に表されている。諸尊の肉身の輪郭線には朱線を用い、地文に切金文を使用するなど、曼荼羅の伝統的形式を守って描かれてはいるが、切金文様の形のくずれなども指摘でき、制作は鎌倉時代に入ってからと考えられる。

星曼荼羅には、大きくは円曼荼羅と方曼荼羅の二種類があるが、本図は方曼荼羅の形式をとる。しかし、同じ方曼荼羅の久米田寺本とは相違点が多く、久米田寺本が寛助発案の北斗法図像に依拠しているのに対し、本図は異本の図像儀軌に依っていると考えられる。

この作品は、明治年間に対馬の宗重正より買上げされた作品である。旧表具裏に「延暦寺」の角印が捺されており、かつては天台宗総本山の延暦寺に伝来したことが判るが、天台宗下で用いる曼荼羅の系統とは異なることから、おそらくは信長の叡山焼打ち以後に他より移入したものと考えられている。

30 小野道風像

伝頼寿

一幅

紙本著色

縦六八・八 横二八・〇

鎌倉時代 十三世紀

平安時代中期の能書として名高い小野道風（八九四〜九六六）の画像である。朱雀・村上兩天皇の大嘗会における悠紀主基屏風の色紙形に揮毫を命ぜられるなど、その活躍ぶりの記録は多い。また、当館所蔵の「屏風土代」（展示番号9）「玉泉帖」（同10）をはじめ、その遺墨は名品として有名なものが少なくない。彼の筆跡は在世中からもはやされたが、歿後は一層貴重視されて、道風への崇拜が高まり、後世は神として祀られるようになった。

本図に描かれる道風は、黒い袍に石帯を締めて白の表

袴をはき、頭には細い纓を垂らした冠を着け、上畳の上で右膝を立てて左手をつき、巻紙に筆を下ろそうとしている真横からの姿で描かれている。本来ならば身体の右側に置かれるであろう硯箱が、この画面では道風の左膝前に置かれるのは、構図の制約によるかと考えられる。描写にやや硬さがみられ、この画像には、おそらくは十二世紀に遡る祖本があったと推察される。

画面上部には、右には金銀砂子で霞・雲・花などの下絵を施した料紙で縁取りした中に「いまひとしほのいろまさりけり」と散書した色紙形と、「野道風影頼寿法橋筆」と記した短冊形の小札が貼られる。色紙形の和歌は、「古今和歌集 卷二」に収められる源宗子の「ときはなる松の緑も春くれば」の下の句にあたるが、特にこの画像と直接の関係はない。また短冊に記され、作者とされる頼寿については明らかではないが、平安時代後期から鎌倉時代にかけて活躍した記事が知られる頼派絵師の一人の可能性が高いと考えられている。

本作品は、明治十一年、他の書跡の名品と共に近衛忠熙から明治天皇に献上されたものである。

31 柿本人麻呂像

一幅

絹本著色

縦七五・〇 横三九・〇

室町時代 十五世紀

柿本人麻呂は、持統・文武天皇の時期（七世紀後半〜八世紀初頭）に宮廷詩人として活躍した『万葉集』の代表的歌人である。平安時代前期、延喜五年（九〇五）に撰された『古今和歌集』で「歌の聖」と讃えられて以来、歌道において神格的存在となった。平安時代後期頃から「人麿影供」（肖像を祀って盃を捧げ、人麻呂を讃える漢文と和歌を作るという儀式）が貴族等を中心とする歌人の間で行われるようになり、以後、多くの画像が制作された。その多くは、手に筆や紙を持ち、烏帽子を着けた直衣姿で描かれる。

本図に描かれる上畳に坐す人麻呂も通例の姿であり、上部の置色紙には「ほのほのと あかしのうらのあさきりにしまかくれゆく ふねをしそおもふ」梅花それとも

みえずひさかたの あまさる雪のなへてふれば」の讃があり、その左に梅枝が描かれている。

寂斎筆、二条為重賛と伝承され、古筆了意（一七五一〜一八三四）と、文化九年（一一二二）の住吉廣尚の極書が付属する。寂斎は、『融通念仏縁起絵巻』の絵師の一人である六角寂斎（一三四八？〜一四二四）をさすと考えられ、本図の細部まで丁寧に描く点が寂斎の画風に類似し、また製作年代もほぼ一致するところからの伝承であろう。本作品は、明治十五年六月に吉井友実から献上された。

32 法興寺蹴鞠図

一幅

絹本著色

縦六三・一 横一〇〇・四

室町時代 十六世紀

藤原氏の始祖・藤原鎌足ゆかりの奈良・談山神社には、鎌足の生涯と談山神社の草創などについての『多武峯縁起絵巻』（四巻、江戸時代）が伝えられる。本図は、このうちの「土之二」の巻に収められる、第六番目の色紙形に相当する場面で、中大兄王が法興寺の槻の下で蹴鞠をした時に皮鞋が脱げて蘇我入鹿に笑われるが、藤原鎌足は皮鞋を中大兄王に献じ、これをきっかけに両者が密接になる、という有名な場面を取り上げている。

この『多武峯縁起絵巻』には、同社の古文書より、室町時代後期の画家・土佐光茂による縁起絵の存在が知られている。しかしこの絵巻は、縦が四八・二センチにも及ぶ大型の絵巻で絹地に描かれていること、絵巻であるのに物語を上下二段に分けて描いている部分があること、要所に色紙形を置いて漢文の縁起を書いているという、絵巻としてはあまり例をみない特色がある。この特色は、「聖徳太子絵伝」（平安時代、延元元年（一〇九六）、秦致貞筆。旧法隆寺東院絵殿障子絵。法隆寺献納宝物。国宝）などにみられる古い時期の壁画と共通することから、この絵巻は、光茂の作品をさらに遡る障壁面形式の縁起絵がもとになっているのではないかと考えられている。

本図は、絹地に縁起の一場面のみを取り上げて描かれ、図様と色紙形の漢文のいずれも、絵巻の場面とほぼ

一致する。一場面のみが大きく描かれていることと、絵巻における推察を考慮すれば、本図がもとは襖などの障壁画であった可能性は十分に考えられる。両者の関連を通して、『多武峯縁起絵巻』、さらには縁起絵の形式を考える上で、興味深い資料である。

33 耕作図 伝狩野元信 二幅

紙本墨画淡彩
縦一〇・二 横七三・一
室町時代 十六世紀

狩野派の基礎を確立し、後世、古法眼と呼ばれて尊ばれた狩野元信（四七六―一五五九）の筆と伝えられ、紙継ぎの様子や、かすかに判る引き手跡などから、元は襖絵であったと思われる。元信の作品として有名な花鳥図が含まれる京都の大徳寺大仙院の襖絵の中に、元信の弟かと思われている之信の『四季耕作図』があるが、本図はこの一部の図様と極めて似ている。筆法においては、元信ほどの力強さや伸びやかさはないが、細部まで丁寧によくまとめた構図に仕上げられており、元信周辺でその筆法をよく学んだ狩野派の画家の作品であると考えられる。

初期の障壁画では、山水図がその画題として取り上げられることが多いが、その中でも四季の変化を加味した表現が好まれ、中国の風景や季節の風物は盛んに画題に取り入れられた。本図のような「耕作図」は、南宋時代に高宗に進上された「耕織図」によるものかとみられ、「養蚕機織図」といった画題ともあわせて、障壁画として好まれたものである。

本作品は、明治二十四年十一月二十四日、岡山藩主・池田章政より献上された。

34 既図 六曲二双

紙本著色
各隻縦一四八・〇 横三〇五・一一
室町時代 十五世紀

既舎に繋かれた馬を主題とする屏風画は、室町時代後期から江戸時代初期にかけての作品が数多く遺るが、本

作品は、その中でも制作時期が最も早く、出来栄も優れた格調高い名品として知られる。

画面は、各隻ともに各扇に各種一頭の馬をそれぞれの姿態で配し、あとは既舎の屋根や床、畳は画面を横に分割し、その背後に直立する竹幹は自由な間隔で並列し、さらに竹葉の巧みな配置が画面にリズムを加え、そのすつきりとまとまった構図には洗練された感覚が窺える。

いま右隻の六頭の馬は比較的静かな姿態であり、左隻の方が動きに富んでいる。左右で変化を図りながらも連続した画面を意識した構図を取っており、いずれが左右となっても支障はない。各馬の肌色、動きの変化はもちろぬ、その動作に応じた首の綱の張り具合も的確で、既舎と竹の縦横の構図関係の中にあつて、それにうまく調和する別の動きを見事に表現している。それぞれの馬は、鬣や尾の毛書きは細かな描線、馬体は彫塗の彩色法を用いるなど、入念に描かれている。

竹林中に配された霞や雲は、厚い雲母引きの上に金の切箔や銀の野毛および切箔によって表現されたもので、伝土佐光重筆の『浜松図屏風』（東京国立博物館蔵）など、室町時代の大和絵屏風に見られる手法である。また、この時期の『四季花木図屏風』（重要文化財、出光美術館蔵）には、同様の雲霞と、本作品に類似した竹林の描写が見られる。

本作品は、安政五年（一八五九）十月二十四日、將軍徳川家茂より献上された品で、「僧覚猷鳥羽僧正筆」と伝承されてきている。

35 木画箱（法隆寺献納宝物） 一合

木製木画装
高一八・一 縦二三・五 横二三・五
唐時代 七―八世紀

法隆寺献納宝物の中でも、とりわけ制作技術や意匠が優れた作品として知られる。寺伝では、太子（聖徳太子）の手筈とされ、箱内には「沈香木をもって仏像を刻めるのち、その余材を納めたるものなり」との書付と共に、沈香木かと思われる木片が納入されている。

方形で面取りのある印籠蓋造り。木地は柾目の見られ

る材を用い、箱内部と底面は黒漆塗とする。蓋表と四側面は木画の技法を駆使して、西方的な装飾文様を施す。

木画の材には、紫檀・黒檀・鉄刀木・黄楊木・檳榔樹・沈香といった木材、象牙や緑角（緑に染めた鹿角）、さらに銀線と錫線を用いる。蓋表は、全体をほぼ均等に九区画に分け、その中央には八弁花の連珠円文を置き、その四分の一を四隅に配し、その間には七宝繋文風の文様を表す。文様の輪郭や、区画の仕切を表す線は、幅一ミリにも満たない極めて細い材を用いて、石畳文風に仕上げると、実に細かい配慮がなされている。

また、四側面の各中央には、鉄刀木などの木口切を貼り合わせた中に、獅子使いの童子・蓮台に坐つて鸚鵡を手にとまらせる童子と仔犬・片足をあげる鳳凰・蓮台上で踊る二童子を各面に表し、その周囲には蓋表の意匠の部分に施す。八弁花連珠円文の八弁花では、その周囲には錫線を用いているが、側面中央の人物などでは銀線を用いており、限られた材を意匠の中で文様の変化にあわせて巧みに使い分けてもいる。木画部分の厚さは、おそらく一ミリほどの薄いものであり、これだけの意匠を仕上げていくその技術の高さには驚かされる。

木画は、中国の唐時代に西方より伝えられた技法で、正倉院宝物にも多くの作例が見られる。しかし、この箱に表現された童子が非常に西方的な姿をしていること、連珠文がかつちりと表現されていて、正倉院宝物に見られる連珠文よりは、法隆寺所蔵の『獅子狩文錦』の連珠文に近いこと、そして木画技法が大へん優れていることなどから考えて、正倉院宝物よりは先行する、唐時代初期の制作かと考えられる。

なお、蓋表の三分の一をはじめとする木画の損傷箇所は、昭和三十年に木内省吉によって復元修理されている。

36 賢聖瓢壺（法隆寺献納宝物） 一口

瓢製
全高一六五 身口径一一六
唐時代 八世紀

瓢の中を刳り抜いて壺に仕立て、身側面には古代中国の賢者として有名な人物が、蓋には宝相華文が表され

る。これは、未熟な瓢をその文様の型の中で成長させる技法によるもので、唐時代に行われたといわれる。

側面は、三カ所には「孔夫子、榮啓期」「四皓」「鬼谷先生、蘇秦、張儀」の文字が刻されているので、その図様の内容を容易に知ることが出来る。即ち、「孔夫子、榮啓期」は秦の動乱を避けて陝西省商州の東商山に隠棲した東園公・綺里季・夏黄公・角里先生の四人―髭眉が皆白かったことから商山四皓といわれる―を表す。そして「鬼谷先生、蘇秦、張儀」は、戦国時代の英傑とされる蘇秦と張儀、その師である鬼谷先生を表す。いずれも古来から、漢画の題材として好まれたもので、これらが酒と関連する故事も多いことから、酒壺に擬したものかとも考えられている。なお宝相華文を表した蓋が当初からこの壺の蓋であったかどうかは明らかではない。

この壺は、古くから「八臣瓢」「聖賢壺」と称されていた。元禄七年(一六九四)に桂昌院が奉納したと見られる六角形の黒漆塗箱には、「聖賢壺」「法隆寺」と蓋表に蒔絵される。

37 唐組垂飾(法隆寺献納宝物)

(ほぼ完形のもの)全長約一三〇・〇 幅約六・〇
飛鳥時代 七世紀

鮮やかな茜色の地に、紺・萌黄・紅・金糸・銀糸によって斜格子に菱文様を表した組紐で、その両端には金銅製の獅嚙文あるいは唐草文の山形金具を付け、その一方に茜色の糸房を飾る。そして帯の両端側には金銅製の小花形を付け、これに鎖でつないだ蓮身形の鈴を取り付ける。寺伝で「推古天皇御几帳飾」といわれてきたが、幡や天蓋などの垂飾という説もあり、本来の用途は定かではない。しかし、取り付けられた鈴の音色の効果を要する荘厳具であったことに疑いはない。

現在の姿は、帯が瘦せているように見えるが、これはもとは組込まれていた紫糸が脱落してしまっているためである。組織は反転二条軸一間組といわれる、いわゆる唐組で、二条軸一間組から発展した複雑な組方で、菱形や櫛形の文様が表出される。唐組は正倉院宝物中には見

られないものであり、国産の唐組が現われるのは平安時代以降であることから、この唐組帯は中国からの渡来品と考えられている。

山形金具内側には、挟まれていた平組織の経錦が付属している。この経錦は、いわゆる蜀紅錦と呼ばれ、法隆寺草創期の幡などに用いられているもので、おのずから唐組垂飾の年代を示している。

38 金絵香木把烏犀鞘刀子(法隆寺献納宝物)

全長二四・六 刃長九・九
鞘長一八・七 把長一〇・五
奈良時代 八世紀

刀子は、小尺や魚形とともに美しい組紐に吊るして帯に繋ぐ佩飾品の一つで、高位の人が身に着けたものである。法隆寺献納宝物に含まれる刀子類は、正倉院宝物の刀子類とほぼ制作時期が同じであり、形式や様々な装飾技法、材質などにおいても類似している。

この刀子は、把は蘇芳染の香木に金泥で草花文を表す。鞘は烏犀(犀角)を削りぬき、鞘口に葉形を造り出し、組紐を通す穴を穿っている。把口金具などは欠落。刀身は直刃。

39 碧瑠璃把斑犀鞘刀子(法隆寺献納宝物) 一口

全長二一・一 刃長八・五
鞘長一五・三 把長七・九

碧瑠璃把斑犀鞘刀子(法隆寺献納宝物) 一口

全長一八・八 刃長八・七
現鞘長一四・〇 把長七・九
いずれも奈良時代 八世紀

この二口の刀子は、現在付属している鞘が異なるが、本来は榿巻の同じ形式の鞘が付属し、ペアとして作られたものであろう。斑犀鞘は、他の転用と考えられる。把の碧瑠璃は、コバルトの発色かと思われる美しい瑠

璃色で、正倉院宝物の碧瑠璃坏と同様、アルカリ石灰ガラスかと考えられる。正倉院宝物中に見られるガラスにおいても、アルカリ石灰ガラスの使用例が少なく、碁石などにみられる鉛ガラスが多いことを考えれば、この刀子に用いられているガラスは稀少なものといえる。本来の鞘と考えられる榿巻鞘は、緑地に斑竹文を油色で表し、その上に濃淡二色の榿巻を施している。金具類は欠失。刀身は直刃である。

40 黒柿把鞘榿巻刀子(法隆寺献納宝物) 一口

全長二五・〇 刃長九・三
鞘長一七・五 把長一三・〇
奈良時代 八世紀

把・鞘ともに褐色の斑文を表し、その上に榿巻を施す。帯執金具や鞘尻金具などの金具類は、鉄製である。刀身は直刃。

41 花菱文木画把把鑽(法隆寺献納宝物) 一口

全長一八・四 刃長三・二 把長一四・七
奈良時代 八世紀

丸くとのえられた把には、小さい花菱文が牙の象嵌によって表される。把尻は九面取され、錐として、まことに扱い易い形に仕上げられている。刀身は鉄、把口は、本来、象牙の把口が装着していたかと考えられる。

42 黒柿把蘇芳染金銀絵鞘小刀(法隆寺献納宝物) 一口

全長二四・三 刃長七・七
鞘長九・五 把長一六・〇
奈良時代 八世紀

正倉院宝物中にも見られない小刀の遺品。把は、黒柿に金と墨で朽木文様を表す。鞘は蘇芳染の上に、いわゆる天平文様である花卉鳥文を金銀泥で両面に描き、また周辺縁には六弁花文を金と銀で交互に配する。刀身は鉄製で、刃先は丸くカーブする。重ねた紙など

を切断する際に、刃先を垂直に立てて手前に引いて用いたかと考えられる。

43 魚形(法隆寺献納宝物)

一個

長三・五
奈良時代 八世紀

魚形は佩飾品の一つで、正倉院宝物にはガラス製、犀角製、琥珀製などが見られる。本品は、一見、その表面からは木片のようにみえるが、おそらくは犀角製かと思われる動物質のものである。背びれや腹びれ、尾びれ(上部欠失)が表現され、組紐を通すかと思われる穴が口もとに穿たれている。

44 漆皮箱(法隆寺献納宝物)

一合

総高六・〇 縦三四・八 横二二・七
奈良時代 八世紀

これまで刀子三本(展示番号38・39)と魚形(同43)が納められてきたが、本来は經典などを納めるものであったかと考えられる。

被蓋造りで、蓋と身の底部四隅は面取りする。蓋・身のいづれも、内外ともに布着せ一枚の黒漆塗、さらに蓋及び身の外側は白緑、蓋の内側を赤色に地塗りを施して、花文を彩色する。花文は、蓋表では上部に三箇、長側面の中央に一箇おき、各々の四隅にまたがつて一つたり覗き花文となる一配される。蓋内側も外面と同様である。花文は、赤・黄・紫・白・緑などの複雑な配色で、暈調配色であるかのようにも見えるが、文様が花を表現しているのか、果実を表現しているのかは判然としない。彩色の上に油を引く、油色の方法を用いている。

45 逆沢瀉威鎧雛形(法隆寺献納宝物)

一領

総高一四・五
平安時代 十二世紀

大鎧の最も古い形態を示す貴重な作品であり、ほぼ五分の一の縮尺に仕上げられた、精巧な雛形である。聖

徳太子の玩具鎧と伝えられるが、春日大社や巖島神社の遺品にみるような、平安時代後期に流行した奉獻用の小形装束の一種かと考えられる。

威は、地を紅色糸として、草摺は白・萌黄・紺の糸糸で裾広がり沢瀉の葉形を表した沢瀉威、袖は同様の配色で逆の裾すばみに威した逆沢瀉威で、草摺や袖の裾板に菊座の金具を着ける。胴の弦走韋は、七曜花文を矢筈丸文で繋ぐ染革を用いている。兜は、木製に彩色が施されたもので、胴の仕様との相違から、後補の可能性が考えられる。

現在、肩上の障子板と袖の左右が逆に取り付けられており、また本来は胸左に下げる鳩尾板が胸左脇に取り付けられているが、これは江戸時代の修理時の際からかと思われる。

46 青磁浮牡丹文花瓶(法隆寺献納宝物)

一対

磁器
各高五一・〇 口径二一・三
宋元時代 十三〜十四世紀

口はラップ口で頸は長く、胴が丸く張り出して腰がくびれ、裾はしぼつた一对の大型花瓶である。頸の三方に牡丹折枝文、胴に牡丹唐草文を型抜き貼付けの手法で表し、裾周囲に蓮弁文を彫りだす。中国の龍泉窯青磁の典型的な作例で、わが国でも各地の社寺に伝世するものを中心に、その遺品は多い。

わが国では、鎌倉時代頃から中国の龍泉窯系の青磁―食器や香炉、花瓶などが、武士や僧侶を中心に好まれたが、本品もそれらに類するものであろう。

47 青磁千鳥香炉

一口

磁器
高六・一 口径九・〇
宋元時代 十三〜十四世紀

胴には竹節を廻らせ、胴底部が下におちているために三つの足は浮足となっている、いわゆる千鳥形の香炉である。現在、蓋が欠失している。中国の龍泉窯産の砧青

磁で、このような中国陶磁器は、鎌倉〜室町時代、武家や社寺を中心に唐物として珍重され、大量に輸入された。

千鳥香炉は、中国より三口が渡来し、そのうちの一口が東山殿の所蔵となつて、千鳥と名付けられたという。また、豊臣秀吉が所持していた時、石川五右衛門が寢室に忍びこんでこれを盗もうとしたが、蓋の鈕の千鳥が啼いたために捕えられたという伝説がある。千鳥香炉の本歌と考えられる香炉は、現在、徳川美術館に所蔵される品で、秀吉から徳川家康、さらに尾張初代義直に伝来した大名物である。本品が中国より初伝の三口の一つであるかどうかは確かではないが、唐物陶磁の、千鳥香炉として愛好されてきた名品の一つであることに変わりはない。

明治五年、仙石政国からの献上品である。

48 垣に秋草時絵伽羅箱

一合

木製漆塗
縦二六・六 横一三・七 高一〇・〇
室町時代 十五世紀

長方形、丸角、被蓋造りの伽羅箱で、蓋鬘両側には手掛りを削る。蓋には甲盛りがあり、塵居を設け、蓋と身の縁には錫の置口を廻らす。

蓋表には、流水のほとりの土坡の上に、美しい垣から覗く女郎花、薄、萩、菊を表す。また、蓋側面と身側面の対角の位置と、蓋裏、身底面にも、さらに桔梗などを加えた、いわゆる秋草をデザインしている。淡い梨地に高時絵、銀金貝、付描の技法を用いている。なお、紐金具は後補である。

秋草文は、わが国において、奈良時代以来、風情を醸し出す文様として大へん好まれた。調度の品としての箱類では、漆芸という技法と、絵画的なデザインという特質が融合し、秋草文の優品が多い。

出品目録

前期 三月二十五日(土)～四月十六日(日)
 中期 四月二十二日(土)～五月二十一日(日)
 後期 五月二十七日(土)～六月十八日(日)

番号	作品名	作者	員数	時代	世紀等	展示期間
1	喪乱帖	王羲之	一幅	中国・唐時代(搨本)	七世紀	前期
2	草書孝經	伝賀知章	一卷	中国・唐時代	八世紀	前期
3	阿毘達磨大毘婆沙論		一卷	中国・唐時代	八世紀	前期
4	紫紙金字法華經		一卷	奈良時代	八世紀	前期
5	大安寺縁起	伝菅原道真	一卷	鎌倉時代	十二世紀	前期
6	孫過庭書譜断簡	伝空海	一幅	平安時代	十世紀	中期
7	与本国使請共帰啓	伝空海	一卷	平安時代	十一世紀	中期
8	益田池碑銘断簡	伝空海	一卷	平安時代	十二世紀	中期
9	屏風土代	小野道風	一卷	平安時代	延長六年(九二八)	中期
10	玉泉帖	小野道風	一卷	平安時代	十世紀	中期
11	恩命帖	藤原佐理	一卷	平安時代	十世紀	中期
12	敦康親王初觀関係文書	藤原行成	一幅	平安時代	寛弘二年(一〇〇五)	中期
13	帥大納言経信卿消息	伝源経信	一幅	平安時代	十一世紀	後期
14	藤原朝隆書状	藤原朝隆	一幅	平安時代	十二世紀	後期
15	平重盛書状	平重盛	一幅	平安時代	十二世紀	後期
16	藤原師長書状	藤原師長	一幅	平安時代	十二世紀	後期
17	藤原定家記文草案	藤原定家	一幅	鎌倉時代	十三世紀	後期
18	藤原為家書状	藤原為家	一幅	鎌倉時代	十三世紀	後期
19	阿仏尼書状	伝阿仏尼	一幅	鎌倉時代	十三世紀	後期
20	結夏衆僧名	尊円親王	一卷	南北朝時代	建武二年(一三三五)	後期
21	往来物手本	尊円親王	一卷	南北朝時代	十四世紀	後期
22	庭訓往来 上卷	尊鎮親王	一卷	室町時代	大永七年(一五二七)	後期
23	御注孝經	三条西実隆	一卷	室町時代	享祿四年(一五三二)	後期

24 十六羅漢図

伝貫休

十六面

中国・五代～宋時代

十～十三世紀

第一尊者～第十尊者

第十一尊者～第十六尊者

25 蘿蔔蕪菁図

伝牧谿

二幅

中国・宋時代

十三世紀

26 蘭竹図

雪窓

四幅

中国・元時代

至正三年(一三四三)

中期

27 竹石図

李衍

一幅

中国・元時代

延祐七年(一二三〇)

中期

28 墨梅図

王冕

一幅

中国・元時代

十四世紀

中期

29 星曼荼羅

伝頼寿

一幅

鎌倉時代

十三世紀

前期

30 小野道風像

伝頼寿

一幅

鎌倉時代

十三世紀

後期

31 柿本人麻呂像

室町時代

一幅

室町時代

十五世紀

後期

32 法興寺蹴鞠図

室町時代

一幅

室町時代

十六世紀

後期

33 耕作図

伝狩野元信

二幅

室町時代

十六世紀

後期

34 厩図

室町時代

六曲一双

室町時代

十五世紀

後期

35 木画箱(法隆寺献納宝物)

中国・唐時代

一合

中国・唐時代

七～八世紀

前期

36 賢聖瓢壺(法隆寺献納宝物)

中国・唐時代

一口

中国・唐時代

八世紀

前期

37 唐組垂飾(法隆寺献納宝物)

飛鳥時代

一口

飛鳥時代

七世紀

前期

38 金絵香木把烏犀鞘刀子(法隆寺献納宝物)

奈良時代

一口

奈良時代

八世紀

前期

39 碧瑠璃把緑地斑竹文樺卷鞘刀子・碧瑠璃把斑犀鞘刀子(法隆寺献納宝物)

奈良時代

二口

奈良時代

八世紀

前期

40 黒柿把鞘樺卷刀子(法隆寺献納宝物)

奈良時代

一口

奈良時代

八世紀

前期

41 花菱文木画荘把鑽(法隆寺献納宝物)

奈良時代

一口

奈良時代

八世紀

前期

42 黒柿把蘇芳染金銀絵鞘小刀(法隆寺献納宝物)

奈良時代

一口

奈良時代

八世紀

前期

43 魚形(法隆寺献納宝物)

奈良時代

一個

奈良時代

八世紀

前期

44 漆皮箱(法隆寺献納宝物)

奈良時代

一合

奈良時代

八世紀

前期

45 逆沢瀉威鎧雛形(法隆寺献納宝物)

平安時代

一領

平安時代

十二世紀

前期

46 青磁浮牡丹文花瓶(法隆寺献納宝物)

中国・宋～元時代

一对

中国・宋～元時代

十三～十四世紀

前期

47 青磁千鳥香炉

中国・宋～元時代

一口

中国・宋～元時代

十三～十四世紀

中期

48 垣に秋草蒔絵伽羅箱

室町時代

一合

室町時代

十五世紀

中期

日本と中国の美術 — 16世紀までの名品から —
三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 7

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社 東京美術
翻訳 横溝廣子
発行 宮内庁
平成七年三月二十五日発行

© 1995, Museum of the Imperial Collections

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

日本と中国の美術 ― 16世紀までの名品から ―

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 7

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 株式会社 東京美術

翻訳 横溝廣子

発行 宮内庁

平成七年三月二十五日発行

© 1995, Museum of the Imperial Collections

- 13) Angaja
14) Vanavasi
15) Ajita
16) Cudapanthaka
25.
Turnip and radish on a pair of scrolls
Attributed to Muxi
Two scrolls
Sung Dynasty, China, 13th century
26.
Orchid flowers and bamboo
By Xue Chuang
Yuan Dynasty, China, dated 1343
Four scrolls
27.
Bamboo and rocks
By Li Kan
Yuan Dynasty, China, dated 1320
One scroll
28.
Plum trees
By Wang Mian
Yuan Dynasty, China, 14th century
One scroll
29.
Star mandala
Kamakura period, 13th century
One scroll
30.
Portrait of Ono no Michikaze
Attributed to Raiju
Kamakura period, 13th century
One scroll
31.
Portrait of Kakinomoto no Hitomaro
Muromachi period, 15th century
One scroll
32.
Kemari game at Hōkōji Temple
Muromachi period, 16th century
One scroll
33.
Farming
Attributed to Kanō Motonobu
Muromachi period, 16th century
Two scrolls
34.
Horse stable
Muromachi period, 15th century
Pair of six-fold screens
35.
Box with marquetry decoration
Tang Dynasty, China, 7~8th century
Hōryūji Treasures
36.
Gourd jar
With design of wise advisors to dynasts
Tang Dynasty, China, 8th century
Hōryūji Treasures
37.
Pendant ornament
Braided silk with gilt bronze mounts
Asuka period, 7th century
Hōryūji Treasures
38.
Knife with incense wood hilt and rhinoceros horn sheath
Nara period, 8th century
Hōryūji Treasures
39.
Knife with green glass hilt and wooden sheath wrapped with birch bark, Knife with green glass hilt and rhinoceros horn sheath
Nara period, 8th century
Hōryūji Treasures
40.
Knife with black persimmon hilt and sheath wrapped with birch bark
Nara period, 8th century
Hōryūji Treasures
41.
Gimlet with wooden hilt decorated with ivory floral diaper pattern
Nara period, 8th century
Hōryūji Treasures
42.
Knife with black persimmon hilt and sheath dyed in sappanwood with gold and silver design
Nara period, 8th century
Hōryūji Treasures
43.
Fish shape ornament
Nara period, 8th century
Hōryūji Treasures
44.
Laquered hide leather box
Nara period, 8th century
Hōryūji Treasures
45.
Model of armour
Heian period, 12th century
Hōryūji Treasures
46.
Pair of celadon vases with peony design in relief
Sung Dynasty to Yuan, China, 13~14th century
Hōryūji Treasures
47.
Celadon incense burner of *Chidori* type
Sung Dynasty to Yuan Dynasty, China, 13~14th century
48.
Box with hedge and autumn grasses in *makie*
Muromachi period, 15th century

List of Exhibits

1. Sōranjō (Transcription of Wang Yi-zhi's letters)
By Wang Yi-zhi
Tang Dynasty, China, 7th century
2. Kō-kyō, the Confucian book
Attributed to He Zhi-zhang
Tang Dynasty, China, 8th century
3. Abhidharma-mahā-vibhāsa sutra
Tang Dynasty, China, 8th century
4. Hokke-kyō Sutra
Gold on purple paper
Nara period, 8th century
5. The legends of Daianji temple
Attributed to Sugawara Michizane
Kamakura period, 12th century
6. Detached segment of essay on calligraphy by Sonkatei
Attributed to Kūkai
Heian period, 10th century
7. Request to return to Japan with the Japanese envoys to the Tang dynasty
Attributed to Kūkai
Heian period, 11th century
8. Detached segment of inscription of Masuda lake
Attributed to Kūkai
Heian period, 12th century
9. Byōbudodai (Drafts of calligraphy for screen with poems)
By Ono no Michikaze
Heian period, dated 928
10. Gyokusenjō (Chinese poem anthology)
By Ono no Michikaze
Heian period, 10th century
11. Onmeijō (Letter)
By Fujiwara no Sukemasa
Heian period, 10th century
12. Documents related to Prince Atsuyasu's first interview with the emperor
By Fujiwara no Yukinari
Heian period, dated 1005
13. Letter
Attributed to Minamoto no Tsunenobu
Heian period, 11th century
14. Letter
By Fujiwara no Tomotaka
Heian period, 12th century
15. Letter
By Taira no Shigemori
Heian period, 12th century
16. Letter
By Fujiwara no Moronaga
Heian period, 12th century
17. Draft for letter
By Fujiwara no Sadaie
Kamakura period, 13th century
18. Letter
By Fujiwara no Tameie
Kamakura period, 13th century
19. Letter
Attributed to Abutsuni
Kamakura period, 13th century
20. List of priests who confined themselves and studied during the summer
By Prince Son'en
Nanbokucho period, dated 1335
21. Model for combination copybook letter writer
By Prince Son'en
Nanbokucho period, 14th century
22. Teikin-ōrai (combination copybook letter writer)
By Prince Sonchin
Muromachi period, dated 1527
23. Kō-kyō, the Confucian book
By Sanjōnishi Sanetaka
Muromachi period, dated 1531
24. Sixteen arhats
Attributed to Guan Xin
Period of Five Dynasties to Sung Dynasty, China, 10~13th century
 - 1) Pindolabhāradvāja
 - 2) Kanakavatsa
 - 3) Kanakabharadvāja
 - 4) Subinda
 - 5) Nakula
 - 6) Bhadra
 - 7) Kalika
 - 8) Vajraputra
 - 9) Jivaka
 - 10) Panthaka
 - 11) Rāhula
 - 12) Nāgasena

Foreword

Being an island country, Japan has matured with its culture influenced by the Asian Continent, especially China. The superior designs and techniques of the Continent culture were adopted earnestly from the Nara period, and continued to be accepted in various manners according to each period following, to form a unique culture. Focusing on the Nara to Muromachi period, this exhibition will be divided into three parts, and will introduce objects known as masterpieces of Japan and China.

The first part will be composed with objects of the Tang dynasty of China or the Nara period of Japan, which were passed down in temples, such as Sōranjō (the Transcription of Wang Yī-zhi's letters), and pieces of the Hōryūji treasures which remained within the Imperial collection, such as the Box with marquetry decoration and the Gourd jar with design of wise advisors to dynasts. The middle part will introduce the masterpieces of early to middle Heian period calligraphy, when the *wayō* (Japanese style) was established, also being influenced by Chinese calligraphy methods, and the masterpieces of Chinese paintings which were accepted within the rise of appreciation of Chinese objects. The works of Kūkai, one of the *sanpitsu* (three masters of the writing brush), works of the *sanseki* (three master calligraphists), namely Ono no Michikaze, Fujiwara no Sukemasa, and Fujiwara no Yukinari, and the famous Chinese painting, Turnip and radish on a pair of scrolls attributed to Muxi, and Orchid flowers and bamboo by Xue Chuang will be exhibited. In the latter part, the works of calligraphists known as *nōsho* (excellent calligraphist) such as Taira no Shigemori and Fujiwara no Sadaie, of the latter Heian period to Muromachi period, along with portraits and screen paintings of these periods will be exhibited.

It will be a chance to come in touch with the culture of the era through the various masterpieces.



The Art of Japan and China

— Masterpieces up to the 16th Century —

March 25 — June 18, 1995

Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shozokan